

令和6年第4回葛城市議会定例会会議録（第2日目）

1. 開会及び延会 令和6年12月6日 午前10時00分 開会  
午後 3時22分 延会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員14名

|     |      |     |       |
|-----|------|-----|-------|
| 1番  | 西川善浩 | 2番  | 横井晶行  |
| 3番  | 柴田三乃 | 4番  | 坂本剛司  |
| 5番  | 杉本訓規 | 6番  | 欠 員   |
| 7番  | 吉村 始 | 8番  | 奥本佳史  |
| 9番  | 松林謙司 | 10番 | 谷原一安  |
| 11番 | 川村優子 | 12番 | 増田順弘  |
| 13番 | 西井 覚 | 14番 | 藤井本 浩 |
| 15番 | 下村正樹 |     |       |

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|           |      |         |       |
|-----------|------|---------|-------|
| 市 長       | 阿古和彦 | 副 市 長   | 東 錦 也 |
| 教 育 長     | 椿本剛也 | 企 画 部 長 | 高垣倫浩  |
| 総 務 部 長   | 林本裕明 | 財 務 部 長 | 米田匡勝  |
| 市民生活部長    | 西川勝也 | 都市整備部長  | 安川博敏  |
| 産業観光部長    | 植田和明 | 保健福祉部長  | 中井智恵  |
| こども未来創造部長 | 葛本章子 | 教 育 部 長 | 勝眞由美  |
| 上下水道部長    | 井邑陽一 |         |       |

5. 職務のため出席した者の職氏名

|         |       |     |      |
|---------|-------|-----|------|
| 事 務 局 長 | 板橋行則  | 書 記 | 岸田聖士 |
| 書 記     | 西邨さくら |     |      |

6. 会議録署名議員 2番 横井晶行 3番 柴田三乃

7. 議事日程

日程第1 一般質問

一般質問通告一覧表

| 質問<br>順番 | 議席<br>番号 | 氏 名   | 質疑方法 | 質 問 事 項                  | 質問の相手              |
|----------|----------|-------|------|--------------------------|--------------------|
| 1        | 2        | 横井 晶行 | 一問一答 | 高田川のメンテを問う               | 担当部長               |
|          |          |       |      | 市情報の保護取組を問う              | 担当部長               |
| 2        | 9        | 松林 謙司 | 一問一答 | 市内のＡＥＤの設置状況について          | 教育長<br>担当部長        |
|          |          |       |      | 意思伝える支援ボードの活用について        | 市 長<br>担当部長        |
| 3        | 4        | 坂本 剛司 | 一問一答 | マイナ保険証について               | 市 長<br>担当部長        |
|          |          |       |      | 無縁遺体の取扱いについて             | 市 長<br>担当部長        |
|          |          |       |      | 若手職員の離職について              | 市 長<br>担当部長        |
| 4        | 1 2      | 増田 順弘 | 一問一答 | 道路網の整備と交通安全対策について        | 市 長<br>担当部長        |
| 5        | 1        | 西川 善浩 | 一問一答 | 葛城ＩＣ周辺エリアのまちづくりについて      | 市 長<br>副市長<br>担当部長 |
|          |          |       |      | (仮称) 西の山の辺の道事業について       | 市 長<br>副市長<br>担当部長 |
| 6        | 7        | 吉村 始  | 一問一答 | 市の人権政策について               | 市 長<br>担当部長        |
|          |          |       |      | 市民要望への対応について             | 市 長<br>担当部長        |
| 7        | 3        | 柴田 三乃 | 一問一答 | オーガニック給食の可能性と農業振興について    | 市 長<br>教育長<br>担当部長 |
|          |          |       |      | 葛城市としての公式ＳＮＳアカウントの開設について | 担当部長               |
| 8        | 1 0      | 谷原 一安 | 一問一答 | 広報かつらぎ配布のあり方             | 市 長<br>担当部長        |
|          |          |       |      | 健康保険を安心して利用できるようにするために   | 市 長<br>担当部長        |
|          |          |       |      | 自衛隊への住民個人情報提供について        | 市 長<br>担当部長        |

|     |     |       |      |                      |             |
|-----|-----|-------|------|----------------------|-------------|
| 9   | 1 4 | 藤井本 浩 | 一問一答 | 葛城市内の人口増加地域と減少地域について | 市 長<br>担当部長 |
|     |     |       |      | 市役所の夜間ポスト設置について      | 市 長<br>担当部長 |
| 1 0 | 1 1 | 川村 優子 | 一問一答 | 阿古市政 3 期目に期待する施策について | 市 長<br>担当部長 |

開 会 午前10時00分

**奥本議長** ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、これより令和6年第4回葛城市議会定例会第2日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おきください。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、一般質問を行います。

申し上げます。去る11月27日の通告期限までに通告されたのは10名であります。質問者はお手元に配付の通告一覧表に記載のとおりであります。なお、一般質問の方法は10名の議員全員が一問一答方式を選択されております。制限時間につきましては、質疑、答弁を含めて60分とし、反問時間は制限時間には含みません。また、質問回数につきましては、制限はございません。

それでは、ただいまより一般質問を行います。

最初に、2番、横井晶行議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

2番、横井晶行議員。

**横井議員** 皆さん、おはようございます。今日は2個上げます。1個目は、高田川のメンテを問います。2個目、市の情報のセキュリティーを問います。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、質問席から行います。

**奥本議長** 横井議員。

**横井議員** 理事者の皆さん、古今東西、前回に引き続き、地域住民の皆様から強い要望、陳情があり、地域住民の皆さんは、行政側の改善への取組を、進捗状況を知りたがっている状況でございます。私は、このような市民皆様からの強い要望、陳情を行政に直接問うべく、今議会一般質問をする次第であります。

1個目、高田川のメンテを問う。高田川堆積土除去の件でございます。まず初めに、高田川とは、新庄中学校の南側を通り、この葛城市役所の南側を更に通じ、近鉄新庄駅の東側を通っている、一級河川の巨大な川であります。この高田川は、人間でいうならば、病気中なのです。一級河川である高田川の真ん中には、堆積土、土砂が詰まり、堆積しており、文字どおり、川中島になっておるのです。この状態では、河川本来の保水能力が損なわれ、大雨や台風等、用水路の越水、冠水の原因となるのであります。

問い1、前回の議会での行政側の高田川堆積土除去への公式発表後、その後、進捗状況はどうなっているのでしょうか。お願いします。

**奥本議長** 安川都市整備部長。

**安川都市整備部長** おはようございます。都市整備部の安川です。よろしくお願いします。

しゅんせつ工事の進捗についてでございますが、一級河川でありますので、奈良県の管理となっております。所管する高田土木事務所に確認させていただきました。該当箇所に係る

令和6年度の奈良県の施工予定につきましては、高田川北流約600メートルの区間、しゅんせつ工事を行うとのことでございます。現在、しゅんせつ土量等の測量が終わり、契約に向け、入札の準備をしているところを確認しております。年明けからの工事を予定しているとの回答がございました。

以上です。

**奥本議長** 横井議員。

**横井議員** いよいよ、問い2に入ります。今後の行政側の改善の予定、計画はどうなっていますか。市民を安心させてください。お願いします。

**奥本議長** 安川都市整備部長。

**安川都市整備部長** 河川のしゅんせつ事業につきましては、国の施策として緊急浚渫推進事業債の事業がございます。今年度までの事業が継続されとの情報がございますので、来年度以降につきましても、起債事業を十分活用し、県と協力し、河川、水路等に係る冠水、溢水等による災害防止に努めてまいりたいと考えております。

**奥本議長** 横井議員。

**横井議員** ありがとうございます。高田川のメンテを問う。次は、太鼓橋の補修、通行止めの対応の件でございます。まず初めに、高野街道は、文字どおり、紀州のお殿様の参勤交代道であります。暴れん坊将軍で有名な徳川吉宗将軍が、参勤交代で現在の葛城市の南側から入ってきて北側に抜けていく旧街道であります。つまり、葛城市を南北に横断している歴史街道が高野街道であります。その歴史街道の中で、現在、葛木区、南道穂区、北花内区に起こる地点に太鼓橋があります。その太鼓橋がもう2年半も通行止めになっているのであります。地域住民にとっては、不便で不便で極まりない状況下なのでございます。前回の議会では、行政側は、文化財の登録を目指す、でありました。

問い3、太鼓橋を文化財として登録に向け、併せて、文化財として補修できるのか。協議結果はどうなりましたでしょうか。お願いします。

**奥本議長** 勝眞教育部長。

**勝眞教育部長** おはようございます。教育部の勝眞でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

太鼓橋につきましては、令和5年度の株式会社文化財保存協会の調査結果を参照しながら、文化財として保存する方向性について検証し、奈良県文化財課と協議をする中で、国の登録有形文化財として登録を目指すことで共通認識を得ております。また、文化財として補修できるかということにつきましては、仮に登録有形文化財として登録された場合には、コンクリートの撤去と橋を元の姿に戻す作業については、登録後であっても、変更届の提出により作業が可能であると聞いております。

**奥本議長** 横井議員。

**横井議員** 問い4、同じく、奈良県側との協議、検討結果はどうなりましたか。

**奥本議長** 勝眞教育部長。

**勝眞教育部長** これまで奈良県文化財課とは、文化財として保存する方法について、先ほども答弁させていただきました。協議を重ねてまいりました。現在のところ、国の登録有形文化財とし

ての登録を目指すことで共通の認識を得ております。また、今後の進め方につきましては、協議中ではございますが、令和7年度に登録文化財に向けての实地調査を予定しているところでございます。

**奥本議長** 横井議員。

**横井議員** ありがとうございます。問い5に入ります。もしも、文化財登録ができなかったとき、行政はどのような対応をしてくれますか。歩行者専用道路を横に造るのか。また、ほかの方法は考えてくれているのでしょうか。お願いします。

**奥本議長** 安川都市整備部長。

**安川都市整備部長** 文化財登録と併せて、新たに橋を設置してもらいたいとの要望もございますので、河川管理者である奈良県と協議を行っておるところでございます。歩行者専用橋の設置に向け、検討を行っております。

**奥本議長** 横井議員。

**横井議員** ありがとうございます。続きまして、市情報の保護取組を問う。情報のセキュリティを問う、であります。最近の組織内情報がユーチューブの上でも公開されて、それを見た人々から、不安、心配の陳情が多くありましたのです。誤解なきように言いますが、私どもは情報漏えい者を探しているのではありません。問い6として、今後、行政として情報のセキュリティをどう考えておりますか。お願いします。

**奥本議長** 高垣企画部長。

**高垣企画部長** 企画部、高垣です。よろしくお願いいたします。

葛城市では、情報セキュリティ対策として、情報セキュリティ基本方針や個人情報保護マニュアルなど、個人情報の取り扱う情報セキュリティポリシーを定めております。その中で、市が保有する情報を保護し、適切に管理するための技術的、物理的、人的な対策を定義しております。

次に、今後、行政としての情報のセキュリティをどう考えているのかというご質問にお答えします。情報のセキュリティは、個人情報に限らず、組織として守るべき様々な情報がございます。その中でも、特に個人情報は個人の安全、プライバシー、信頼、社会的権利に直結する非常に重要な問題であると考えております。

以上です。

**奥本議長** 横井議員。

**横井議員** 問い7になります。では、その今の改善策をお聞かせください。お願いします。

**奥本議長** 高垣企画部長。

**高垣企画部長** 改善策といいますか、市の対応策についてお答えさせていただきます。

市におきましては、市民の情報を危険にさらさないため、また、職員自身が加害者にならないために、毎年、情報セキュリティ研修を実施しております。今後、研修を実施する際には、最新のセキュリティ技術や個人情報の取扱いに関する知識を取り入れた内容で行い、更に職員の意識レベルの向上に努めてまいりたいと考えております。

**奥本議長** 横井議員。

**横井議員** ありがとうございます。私は、皆様からの当該陳情、要望にお応えするために、三直三現主義で現地調査を行い、市民皆様からの声を直接にお聞きしました。また、私の知識不足項目を補うために、実際に郷土史家先生にお会いして歴史的な知見をお聞きしましたのです。私は、自分に分からないところは潔く知見者先生に学び、これからも市民第一を目指して、皆様からの要望、陳情を必ずや行政に反映し、お伝えする所存でございます。

長らくのご清聴ありがとうございました。

**奥本議長** 横井晶行議員の発言を終結いたします。

次に、9番、松林謙司議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

9番、松林謙司議員。

**松林議員** 皆様、おはようございます。公明党の松林謙司でございます。

ただいま議長のお許しをいただきまして、これより一般質問をさせていただきます。今回、私の質問は2点ございます。まず第1点目が、市内のAEDの設置状況について。第2点目が、意思を伝える支援ボードの活用について。以上2点について質問をさせていただきます。

なお、これよりは質問席より行わせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

**奥本議長** 松林議員。

**松林議員** まず第1点目の質問、市内のAEDの設置状況についてお伺いをさせていただきます。AEDは、平成16年7月に厚生労働省通達により、医師、救急救命士等の医療関係者だけではなく、消防職員や一般の方もAEDの使用が認められるようになりました。AEDは、ご承知のとおり、傷病者に電気ショックを与え、心臓を拍動させる、そして回復させる小型の機械であります。救急車が到着するまでの処置として非常に効果が高いことで知られております。万が一の場合に備え、特に人の集まりやすい場所には積極的に設置するべきであると考えております。そこで、本市におけるAEDの設置状況と使用状況についてお示しをください。

**奥本議長** 林本総務部長。

**林本総務部長** 総務部の林本です。よろしくお願いいたします。

本市の公共施設、小・中学校を含めまして、38施設にAEDを設置しております。平成18年頃から徐々に設置を進めておりまして、使用状況につきましては、過去に3回使用し、うち電気ショック等の施術を2回実施したと確認をしております。

以上です。

**奥本議長** 松林議員。

**松林議員** ありがとうございます。心臓は血液を全身に流す体内ポンプの役割を果たしておりますが、突然心臓の筋肉がけいれん状態となり、小刻みに震えて収縮、拡張を行わなくなって、血液を流せなくなることがあります。これを心室細動と呼びます。そのとき、心臓に電気ショックを与えて小刻みな震えを止めて正常なリズムに戻すための機器がAEDです。令和元年に一般市民が目撃した心原性心肺機能停止傷病者のうち、一般市民が心肺蘇生を実施した傷病者の1か月生存率は17.3%、1か月後社会復帰率は12.3%となっておりますが、AEDが使用された場合には、その効果は高く、一般市民が除細動を実施した傷病者の1か月後生存率

は53.6%、1か月後社会復帰率は46.0%に上っております。心停止事案においては、最も傷病者に近いところにいる一般市民が迅速にAEDを使用することによる救命効果が極めて大きいと言えます。説明図に従って、電極パッド2枚を患者の胸部に貼り、電源を入れるとAEDが自動で患者の心電図を解析するので、操作する人はAEDの音声ガイドで除細動の指示が出たら除細動のボタンを押すだけです。心室細動の診療は時間との勝負で、電気ショックの成功率は1分ごとに7から10%低下すると言われていたことから、できるだけ早く、処置を行う必要性があります。

AED使用の知識、ノウハウという点では、AEDを含む救急応急手当講習の受講者数が年々着実に増加してきております。そこで課題になるのが、心停止事案を目撃した一般市民が、いかにして速やかにAEDを入手できるかということです。青森県八戸市では、市民の皆様の安心・安全な生活に寄与することを目的として、AEDを設置している事業者の皆様からご協力をいただき、八戸市AEDマップを作成し、市ホームページ上で公開しております。また、埼玉県日高市におきましても、市のホームページにおきまして、AEDの使い方と心肺蘇生法、そして、市の公共施設のAEDの設置状況として、その公共施設名、所在地、設置場所、また、日高市では、休日や夜間における緊急時においても安心して使用できるように、市内のコンビニエンスストアの協力を得て、AEDの設置及び貸出しを行っているということで、市内のコンビニエンスストアにおけるAEDの設置状況、コンビニエンスストアの施設名、所在地、設置場所を公開しております。

ここでお伺いをさせていただきます。本市におきましても、心肺蘇生法やAEDの使い方、また、AEDの設置状況などを市のホームページや広報などで公開しているのかどうかをお示しください。

**奥本議長** 林本総務部長。

**林本総務部長** 心肺蘇生法やAEDの使い方、また、AEDの設置状況など、現在ホームページや広報などでは公開をしておりません。今後、使用方法や設置場所につきましては、公開等を含め鋭意研究してまいります。

**奥本議長** 松林議員。

**松林議員** ありがとうございます。心停止から1分ごとに救命率が7%から10%下がるということですので、10分もすると、もう救命率がゼロに近いという状況であります。ですから、1分1秒を争う状況の中で、心停止事案を目撃した一般市民が、いかにして速やかにAEDを入手できるかということが鍵になります。日頃から、自分の身近に設置をされているAEDの設置状況を確認しておくことは大事なことであります。ぜひとも、本市のホームページでも、AEDの使用方法、設置状況等を公開していただきますようお願い申し上げます。また、小学校や中学校などでAEDを設置している各施設におきまして、AEDの大体置いてある場所を把握されているのでしょうか、お伺いをいたします。

**奥本議長** 勝眞教育部長。

**勝眞教育部長** 教育部の勝眞です。よろしくお願いいたします。

小学校、中学校では、職員玄関前や職員室にAEDを設置しており、教職員全員が設置場



所について把握をしております。

**奥本議長** 松林議員。

**松林議員** ありがとうございます。まず、AEDを置いてある場所までちゃんと分かっていないと対応できないわけですから、そこはちゃんと周知ができているのかなと思うところであります。学校施設なのでAEDを使用する機会が少ないかも知れませんが、児童・生徒に限らず、当然、教職員の方もおりますし、また、学校行事でPTAの方が集まってきている場合もあります。そのような機会に、PTAの方にもAEDはここにありますということを改めてお知らせするようなこともあっていいのかなと、このように思います。

2011年9月、さいたま市の小学校で6年生の女子児童が駅伝の課外練習中に倒れ、死亡するという事故がありました。検証の結果、この女子児童が倒れた直後に、けいれんや死戦期呼吸と呼ばれる、ゆっくりと、あえぐような呼吸があったために、教師らは心臓が止まっているとは思わずに、校内のAEDを使われなかったことが分かりました。本市におきましては、AEDを各小学校、中学校、幼稚園、学童保育所、計38か所の公共施設に設置しているということですが、もし、学校において児童・生徒が倒れた場合に、先生方は子の命を救うために適切な対応をすることが求められますけれども、学校の教員に対し、救急講習を実施しているのかどうかということをお伺いいたします。

**奥本議長** 勝眞教育部長。

**勝眞教育部長** 学校におきましては、緊急の場合にAEDが適切に使用できるよう、年に1度、全職員を対象に救命措置やAEDの使い方、心肺蘇生など、消防署による救命講習を実施しています。万が一の事故があった場合には、全ての職員が的確に対応できるよう、今後も救命講習の実施と教職員の知識の維持向上に努めてまいりたいと考えています。

**奥本議長** 松林議員。

**松林議員** ありがとうございます。2013年冬、市民マラソン大会に元気に参加した女性が、マラソン大会の残り1キロ地点で倒れました。沿道にいた人がすぐに異変に気づいて心臓マッサージを始め、救急車が着くまで6分間、懸命に胸を押し続けてくれました。救急車よりもAEDを載せた大会の救護車のほうが早く現場に着いていたが、AEDは使われませんでした。倒れた女性の心臓が再び動き出したのは、倒れてから45分後、その間は脳に酸素が届かず、意識障がい残り、体をほとんど動かさず、会話は難しいが、まばたきや発声で意思を伝える状態だと言います。このとき、なぜAEDが使われなかったのか。それは女性だからという理由で使われませんでした。

国内の研究者が、2008年4月から2015年12月までに、国内の学校で心停止をした子ども232人の救命措置について調べ、2019年の論文報告によりますと、小学校と中学校では男女差はありませんでしたが、高校や高等専門学校の生徒では、AEDのパッドが貼られたのは、男性が83%、女性が56%という結果が出ております。AEDの原則は、普段どおりの呼吸がないと判断したら、服を脱がせ、右の鎖骨の下と左の脇腹あたりの汗を拭き取り、素肌にしっかりパッドを貼る。場合によっては、男性は胸毛でうまく貼れないことがあるため、かみそりがセットで置かれているところもあるようです。AEDの使用方法や説明の図を見ると、

胸部を露出し、胸に直接パッドを貼り付ける必要がありますが、緊急のこととはいえ、それに対してちゅうちょする方もおられるようです。ＡＥＤを利用するときは、一刻を争う非常事態に使うものです。三角巾があれば、傷病者のプライバシー保護、止血や固定などの応急手当にも使用することが可能です。女性に配慮した観点から、ＡＥＤボックス内に三角巾を設置し、ＡＥＤを使用する際には、必要に応じて三角巾が使えるように、ＡＥＤボックスに使用目的や方法等を明示して、骨折部位の固定や止血にも使用されるようにしていく必要があると思いますが、ＡＥＤのボックスの中に三角巾の使い方の分かる説明書を配備する自治体が増えております。また、さらに、配備される三角巾の枚数につきましても、傷病者のプライバシーの保護の観点から言いますと、１枚では透けてしまう可能性がありますので、三角巾を２枚配備する自治体もあります。

ここでお伺いをさせていただきます。本市におきまして、女性にもためらわずＡＥＤを使うことができるように、プライバシー保護、止血や固定のために、市内のＡＥＤボックスに三角巾の配備、２枚はできているのでしょうか。

**奥本議長** 林本総務部長。

**林本総務部長** 葛城市内の公共施設に設置しております全てのＡＥＤには、傷病者の方のプライバシー保護、止血や固定などの応急手当にも使用することが可能ということで、本年２月に三角巾を配備いたしました。現在、ＡＥＤには三角巾を各１枚ずつ配備をしております。しかしながら、先ほど議員お述べのとおり、プライバシー保護の観点から、三角巾１枚だけでは透けてしまう可能性があるもので、三角巾を２枚配備してはとのことでしたが、２枚ずつ配備することにつきましては、前向きに検討してまいりたいと考えております。

**奥本議長** 松林議員。

**松林議員** ありがとうございます。ＡＥＤボックスへの三角巾配備は、傷病者のプライバシー保護、ちゅうちょなく女性に対してもＡＥＤが使えるということで、既に本年２月頃に配備をさせていただいたということですが、三角巾の配備につきましては、１枚では透けるということで、更に追加でもう１枚配備、計２枚配備ということで、よろしく願いを申し上げます。また、いざというときに１人でも多くの皆さんの命を守るために、ＡＥＤを使用できるように使い方を知らせておくこと、また、日頃から自分の身近に配置されているＡＥＤの設置状況などを認識していくことも大事なことであります。

本市におきまして、ＡＥＤの設置状況、また、心肺蘇生法やＡＥＤの使い方、ＡＥＤの設置状況などを市のホームページや広報などで公開していただきますことをお願い申し上げまして、第２点目の質問、意思を伝える支援ボードの活用についてお伺いをさせていただきます。一般的にコミュニケーションの手段として、音声による話し言葉や漢字を使った書き言葉が用いられていますが、障がい者の中には、一般に使われているコミュニケーション方法である言葉を使いづらい人々が存在します。言葉に障壁があるということは、同時にコミュニケーションに障壁があるということでもあります。このようなコミュニケーションに障がいがある人は、日常生活はもちろん、特に大規模災害などのようなときなどは、言葉の障壁により、必要なサービスを受けられなかったり、適切な行動をとる上で不利な状況に陥ること

があります。災害が多い日本でこのような事態を防ぐためにも、日頃から障がい者とのコミュニケーションの方法を正しく理解し、十分な対応がなされなければなりません。

障がいがある人とのコミュニケーションを図る手段の1つとして、コミュニケーション支援ボードがあります。コミュニケーション支援ボードとは、コミュニケーション支援のためのツールの1つであり、話し言葉でのコミュニケーションが難しい人とコミュニケーションをとる際に意思疎通を助けるものであります。主に知的障がい者や自閉症などの障がいを持つ人を対象としており、交通機関や銀行の窓口、警察、消防などで活用をされております。施設や窓口に常設され、利用者が文字とともに表示されたイラストやピクトグラムを指さし、自らの伝えたいことを相手に伝えるという使い方をします。コミュニケーション支援ボードでは、イラストが用いられた支援ボードとして既に明治安田こころの健康財団の既製品が存在します。明治安田こころの健康財団では、製作したオリジナルのコミュニケーション支援ボードを作成できるように、インターネット上で無償でPDFをダウンロードして活用できるようにしております。

新聞に掲載をされておりました、神奈川県相模原市でのコミュニケーション支援ボードを活用した事例を紹介させていただきたいと思います。相模原市は、このほど、話し言葉による意思疎通が難しい傷病者や知的障がい者への支援拡充に向け、イラストや文字を指さして意思を伝えるコミュニケーション支援ボードを救急車や避難所に配備をした。ボード作成は、公益財団法人明治安田こころの健康財団と結んだ、健康に関する包括連携協定を活用した。市は今回、救急車や消防車に配備をしていた支援ボードを拡充し、新たに高齢者用と感染疑い用を追加した。高齢者用は、従来のイラストよりも文字が大きくなり、痛いや苦しいの症状のほか、体の部位や不具合の度合いを伝えるイラストを記載、感染疑い用は、渡航歴などが確認できるのが特徴だ。市の救急隊員らは、筆談よりも素早く意思疎通が図れるため有効だと評価する。このほか、市は、知的障がい者らが災害時に避難した際、避難所での意思疎通がスムーズにできるよう、小・中学校などの市内にある指定避難所105か所に支援ボードを配備した。

コミュニケーション支援ボードの導入については、意思疎通が難しい人の不安を軽くできるよう、公明党の南波秀樹市議が、昨年6月の定例会で連携協定の活用を提案するなど訴えてきたと、このようにあります。

ここでお伺いをさせていただきます。本市におきまして、話し言葉による意思疎通が難しい傷病者や知的障がい者などとの円滑な意思疎通のためにコミュニケーション支援ボードなどを活用しているのかをお示してください。

**奥本議長** 中井保健福祉部長。

**中井保健福祉部長** 保健福祉部の中井でございます。よろしくお願いいたします。

まず、通常の窓口対応についてご答弁をさせていただきます。話し言葉による意思疎通が難しい方への対応方法につきましては、様々な場面が想定されるかとは思いますが、新庄庁舎では毎週水曜日午後に、當麻庁舎では毎週金曜日午後に手話通訳者を配置することや、筆談による窓口対応を行っていることや、骨伝導イヤホンの設置などを行っております。現状

では、ご提案いただきましたコミュニケーション支援ボードは利用には至っておりませんが、来庁された皆様へは、分かりやすく丁寧な窓口対応を行うことを徹底しております。今後も、他市の事例を参考にしながら、窓口対応については研究をしてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

**奥本議長** 松林議員。

**松林議員** ありがとうございます。本市におきましても、話し言葉による意思疎通が難しい傷病者や知的障がい者、自閉症などの障がい者との意思疎通がスムーズにできるように、コミュニケーション支援ボードを指定避難所などに配備をして更に支援の充実を図るべきであると、このように思いますが、このことに対する阿古市長のお考えをお示してください。

**奥本議長** 阿古市長。

**阿古市長** 現在、指定避難所などにコミュニケーション支援ボードは設置しておりません。しかしながら、災害時において、言語、聴覚、知覚など、何かしらの障がいがあり、意思の疎通において配慮が必要とされる方、また、言葉は話せるがイラスト等を併用したほうが理解しやすい方や、外国人の方も円滑なコミュニケーションを図ることは非常に重要であると考えております。その意思疎通を図るツールとして、議員お述べの、コミュニケーション支援ボードの活用は有効な手段であると考えますので、各指定避難所等に設置できるように検討してまいります。

以上でございます。

**奥本議長** 松林議員。

**松林議員** ありがとうございます。話し言葉による意思疎通が難しい傷病者や知的障がい者など、意思疎通が難しい人の不安を少しでも軽くできますように、コミュニケーション支援ボードの活用を切に要望いたしまして、私の一般質問を終了させていただきます。本日はありがとうございました。

**奥本議長** 松林謙司議員の発言を終結いたします。

次に、4番、坂本剛司議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

4番、坂本剛司議員。

**坂本議員** 皆さん、おはようございます。坂本剛司でございます。

議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。今回、私の質問は3つございまして、1つ目は、マイナ保険証について。2つ目は、無縁遺体の取扱いについて。最後に、若手職員の離職についてを質問したいと思います。

これより先は質問席にて行わせていただきます。

**奥本議長** 坂本議員。

**坂本議員** では、よろしくお願いいたします。まず、マイナンバーカードの保険証についてであります。

12月に入りまして、マイナンバーカードの保険証について、しばしばテレビなどでニュースとして報道されることになっております。今年は、猛暑の関係により、食卓を飾る野菜や加工食品の値上がり、追い打ちをかけるように、米不足による米価高騰や、燃料費や材料費の高騰も重なり、市民生活に与える影響が大きかったと感じております。また、11月半ば過ぎ

から急に寒くなり、インフルエンザや風邪などが流行する、こういう季節となりました。ここで風邪などが流行したときに使用するのが、医療機関に行って使用するのが保険証であります。この保険証に関しては、本年9月の予算特別委員会においても質問がございましたが、毎日のように、保険証がマイナ保険証に変わるという報道もされ、葛城市においても、ホームページ等において市民への案内がされております。

市のホームページを見ますと、令和6年12月2日以降は、従来の葛城市国民健康保険被保険者証は発行されなくなり、健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード、いわゆるマイナ保険証を基本とする仕組みへ移行します。ただし、それまでに発行した保険証は、最長で令和7年7月31日まで使用できますというふうに書かれております。また、マイナ保険証をお持ちでない方には、従来の保険証の有効期限を迎える前に、申請いただくことなく、資格確認書を送付されます。さらに、資格確認書は、従来の保険証と同様に、医療機関等の窓口で提示いただくことで引き続き医療を受けることができます、とも書かれております。

ここで、インフルエンザが流行するこのタイミングでマイナ保険証についてお聞きします。私もマイナンバーカードを保険証として利用できるように登録しておりますが、個人情報の塊であるマイナンバーカードを常に持ち歩くことに不安と抵抗がございまして、家のたんすにしまっている状況であります。私のように、たんすにしまい、持ち歩かない市民の方も多くいらっしゃると思いますが、1番目の質問としまして、現時点でのマイナカードの所持件数と、保険証として登録されている件数をお聞かせください。

**奥本議長** 西川市民生活部長。

**西川市民生活部長** 市民生活部の西川です。よろしく願いいたします。坂本議員のご質問にお答えをさせていただきます。

令和6年11月1日時点での葛城市におけるマイナンバーカードの交付枚数は3万1,167枚で、交付率は82.2%となっております。保険証の登録件数でございますが、全ての保険証については把握はしておりませんが、国民健康保険、後期高齢者医療保険の登録件数であれば把握しておりますので、お答えをさせていただきます。令和6年9月時点でのマイナ保険証の登録件数は、国民健康保険が4,518人で全体の63.67%です。後期高齢者医療保険につきましては、3,891人で全体の63.96%となっております。

**奥本議長** 坂本議員。

**坂本議員** ありがとうございます。マイナンバーカードが3万1,167件、マイナ保険証が、国保が4,518件、後期高齢者医療保険が3,891件という答弁でございました。

次にお聞きします。マイナンバーカードの申請をされない、保険証としてのひもづけを拒否されている方への対応についてお聞かせください。

**奥本議長** 西川市民生活部長。

**西川市民生活部長** マイナンバーカードの申請については、義務ではなく、あくまでも本人の意思により申請していただくものですが、各種手続におけるマイナンバーの確認及び対面かつオンラインでの本人確認の手段として用いられるほか、健康保険証としての利用や電子証明書を利用したコンビニ交付サービスを利用できるなど、国民生活の利便性を向上させるものとし

て、できるだけ多くの皆様に申請していただけるようご案内をさせていただいております。  
その上で、カードの申請方法や健康保険証とのひもつけ方法が分からないなど、窓口及び電話での問合せがあった際には、丁寧に説明をさせていただいております。

**奥本議長** 坂本議員。

**坂本議員** ありがとうございます。何らかの理由で登録したくても方法が分からない、どうしても使いたくないという方への取組についてお聞かせいただきましたが、短期間で登録件数を100%にすることは難しいとは思いますが、根気よく続けて、多くの方に登録してもらえるように努めていただきたいと思います。

さて、次にお聞きします。私が利用している病院では、今まで月初めの診療時に保険証を病院に提示して、診察を受け、保険証が変わらない限り、同じ月の2回目以降の診察については、保険証を忘れても、その月は受付をしていただいたという、そういう記憶がございますが、マイナ保険証による12月2日からの利用方法はどうなったのか、お聞かせをお願いします。

**奥本議長** 西川市民生活部長。

**西川市民生活部長** マイナ保険証につきましては、現在も利用していただいております。12月2日以降も、利用方法につきましては変更はございません。医療機関、薬局等で保険証として利用していただく場合、顔認証付カードリーダーで受付を行います。マイナ保険証を利用することで、これまでよりも正確な本人確認や、過去の医療情報の提供に関する同意取得等を行うことができ、よりよい医療が受けられることができます。

**奥本議長** 坂本議員。

**坂本議員** ありがとうございます。診療ごとにマイナ保険証の確認がカードリーダーで必要ということだと感じました。

次にお聞きします。12月1日時点で、病院、薬局、また、保険の取扱いができる鍼灸院や整体院などの総数とマイナ保険証が利用できる件数はどうなっていますでしょうか。

**奥本議長** 西川市民生活部長。

**西川市民生活部長** 市内には、病院が2件、歯科を含む31件の診療所、10件の薬局がございます。令和6年11月現在で、全ての医療機関、薬局でマイナ保険証を利用していただけます。また、整骨院、鍼灸院等につきましては、市内48件のうち6件で利用をしていただけます。

**奥本議長** 坂本議員。

**坂本議員** ありがとうございます。ほとんどの病院や薬局で利用が可能であるということが分かりました。鍼灸院、整体院につきましては、まだマイナ保険証の使用登録が遅れていると、そういう件数でございますので、登録が遅れている、使用できる医療機関については、引き続きご指導をお願いしたいと思います。

次にお聞きをいたします。9月の予算委員会でも質問がございましたが、病院や薬局等の通信エラーや読み取り機の不具合など、マイナ保険証を使えない状況において、患者が安心して医療を受けられる状況をどのように担保するのかについて、再度お聞かせをお願いします。

**奥本議長** 西川市民生活部長。

**西川市民生活部長** 病院での通信エラーや機器の不具合など、マイナ保険証を使えない状況においては、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに提示していただくことで受診することができます。また、スマートフォンをお持ちでない場合は、資格情報のお知らせとマイナ保険証を提示することで受診していただけます。

**奥本議長** 坂本議員。

**坂本議員** ありがとうございます。次に、何らかの事由で保険の確認に手間がかかる方にとって、治療が必要な場合には、命に関わることもあると思われます。例えば、老人施設に入所され、体の不自由な方が病院を受診される場合、今までは、施設の職員さんとか介護担当者の方が、入所されている方の保険証を持って代理で受診手続を行い、入所者の診療を手助けすることができていましたが、マイナ保険証になると、本人の顔認証と暗証番号による二重の確認作業が必要になると聞いておりますが、そういった意思表示ができない方が診療を受ける際の手順について教えてください。

**奥本議長** 西川市民生活部長。

**西川市民生活部長** マイナ保険証をお持ちで意思表示が困難な方が診察を受けられる場合は、マイナ保険証利用時の暗証番号を入力していただくことは困難であると考えられます。そのような場合、顔認証での本人確認をしていただく方法と、資格情報のお知らせとマイナ保険証を提示していただく方法、また、あらかじめ申請により取得した資格確認書を提示していただく方法のいずれかの方法で受診をしていただくことができます。

**奥本議長** 坂本議員。

**坂本議員** ありがとうございます。自分で意思表示がしにくい方にとっては、マイナ保険証の本人確認に時間がかかることや、ほかの受診者に迷惑をかけるのではというような考えで、病気治療のための受診を遠慮して拒むという事象が起こる可能性があると考えられます。このようなことから、受診時のマイナ保険証の確認作業等の簡略化や、現行の代理手続等が可能となるような仕組みに改善されますよう要望いたしまして、これでマイナ保険証についての質問を終わらせていただきます。

では次に、2番目の、無縁遺体の取扱いについてであります。6月3日の読売新聞に、無縁遺体が3割増えているというような見出しで、さらに、引取り拒否が多いというような見出しつきで記事が載っておりました。無縁遺体とは、様々な理由で死後に引取り手がない遺体のことで、例えば、親族に連絡がついたとしても、遺体や遺骨の引取りを拒否されるケースがあるとのことで、そうなった場合、遺体は自治体に引き取られることとなりますが、そのような遺体が火葬されずにそのままになっていたり、火葬された後も、管轄する納骨堂が満杯になるほど遺骨がたまってしまうというケースもあるようです。その読売新聞の記事によりますと、死後に引取り手がない無縁遺体の取扱い人数について、読売新聞が政令市と都道府県庁所在地、東京23区の74市区にアンケートを実施したところ、計69市区で2022年度までの5年間に3割増加していることが分かったとあります。

国内死者数の増加率を上回るペースで、背景には、独居高齢者の増加や親類の引取り拒否

が広がっていることがある。厚生労働省は近く実態調査に着手するとあります。孤独死で身元が分からない、または身元がはっきりしていても引取り手がない無縁遺体は、死亡地の市区町村が、墓地埋葬法や行旅法、生活保護法に基づき火葬、埋葬をいたします。読売新聞は、今年2月から5月、政令市など主要自治体74市区に対して、22年度までに5年間の無縁遺体の年度別取扱い人数を尋ねました。把握していた60市区の回答を集計すると、18年度の8,800人から右肩上がりに増え続け、22年度は1万1,602人に達し、18年度比で32%増えておりました、とあります。22年度の取扱い人数が最も多かったのは横浜市の1,659人で、18年度比33%と、東京23区では江東区が最多の501人で同じく31%増、増加率が目立って高かったのは名古屋市の80%、札幌市の65%、千葉市の46%であったという記事であります。

厚労省の人口動態調査の統計によりますと、22年の死者数は156万9,050人で、18年の136万2,470人から15%増加しております。各地の無縁遺体の取扱い人数は、それを上回るペースで増えていることとなります。増加の理由については、独居の高齢者世帯が増え、社会や家族の在り方が多様化している。また、親族に連絡がついても遺体や遺骨の引取りを拒否されると、そういうことを挙げる自治体が多かったと。

総務省が昨年3月に公表した調査結果では、全国の自治体が18年4月から21年10月に取り扱った無縁遺体は計10万6,000件に上ることとなります。ただ、この調査で自治体別や年度別の取扱い人数を公表しておらず、地域の実態は正確に把握できていなかったということとなります。厚労省は近く、無縁遺体の取扱いをめぐる課題を把握するため、自治体や専門家へのヒアリングなどの実態調査を始めると、そういう記事であります。

では、ここで質問です。葛城市の65歳以上の人口推移はどうなってますでしょうか。

**奥本議長** 中井保健福祉部長。

**中井保健福祉部長** 保健福祉部の中井でございます。よろしくお願いいたします。

まず、11月1日時点での過去3年間の推移をお伝えいたします。令和4年は1万504人、令和5年は1万510人、令和6年11月1日現在は1万501人となっております。

**奥本議長** 坂本議員。

**坂本議員** ということですので、過去3年間の高齢者人口は大きな増減がないようでありましたが、そのうちの高齢者ひとり暮らし世帯は何世帯ありますでしょうか。

**奥本議長** 中井保健福祉部長。

**中井保健福祉部長** まず、高齢者1人世帯につきましては、住民基本台帳では把握できないので、地域包括支援課が民生委員の協力によりまして行っております、ひとり暮らし台帳より説明をさせていただきます。まず、ひとり暮らし台帳とは、毎年9月1日現在における70歳以上の住民基本台帳上の1人世帯のうち、実際の生活形態が在宅での1人世帯の方を、民生委員が実情を把握しながら確認していただいた数字となります。過去3年間の推移は、令和3年度は1,032人、令和4年度は1,030人、令和5年度は1,071人、令和6年度は現在確認いただいているところでございます。令和3年に比べ、令和5年度は39人の増加となっており、また、令和元年度からの記録によりますと、令和元年度が991人で、5年間で80人の増加となっております。



奥本議長 坂本議員。

坂本議員 ありがとうございます。やはりひとり暮らしの高齢者の方が増加していることが分かる数字となっております。内閣府の令和6年版高齢者白書におきましても、65歳以上のひとり暮らしの方が増加傾向にあり、昭和55年では男性4.3%、女性が11.2%でありましたが、令和2年には男性15.0%、女性22.1%となり、令和32年には男性26.1%、女性が29.3%になると見込まれておりますとなっております。ですので、おおむね4世帯に1世帯がひとり暮らしとなるという予想でございます。その中でも身寄りがない方も一定数おられることになると予想します。では、質問ですけれども、ひとり暮らし世帯の中で、頼ることができる身寄りがおられない方について把握されておられますでしょうか。

奥本議長 中井保健福祉部長。

中井保健福祉部長 まず、先ほど申し上げました、ひとり暮らし台帳を整備する目的は、市内の高齢者の世帯の状況等を民生委員による活動を通じて把握し、市及び民生委員がその情報を共有することにより、地域の見守り活動を促進し、もって高齢者が安心して暮らすことができる地域づくりを目指しているものです。民生委員には実際に自宅を訪問していただき、現在の状況、緊急連絡先などを聞いていただいております。その内容の中で、緊急連絡先の情報がいただけていない方はおられます。

お願いいたします。

奥本議長 坂本議員。

坂本議員 ありがとうございます。ということで、緊急連絡先の情報がない方がおられるということです。そういう方がお亡くなりになられた場合に、身寄りを探しても不明な方、そういう方は無縁遺体ということが言えると思いますけれども、その方がもし、死亡された場合に、死亡に関する手続はどのようにになりますでしょうか。

奥本議長 中井保健福祉部長。

中井保健福祉部長 死亡届や葬祭等の手続につきましては、親族が執行することが一般ではございますが、身寄りのない高齢者や葬祭執行者がいないケースが出てくる場合もございます。死亡届の届出人になれる者は戸籍法第87条に列举されておりまして、同居の親族、その他の同居者、家主、地主または家屋若しくは土地の管理人、同居の家族以外の親族、後見人、保佐人、補助人、任意後見人などが挙げられています。また、戸籍法第93条では、公設所で死亡のあったときの公設所の長による死亡届、戸籍法第92条では、警察官による死亡報告が規定されております。最後に、届出人が不明な場合は、福祉事務所長が届出人となります。親族等からの死亡届が期待できない場合の死亡届につきましては、それぞれに多岐にわたる事象があり、その場面ごとに十分に検討しながら手続を行っております。

次に、埋火葬につきましても、事象ごとに十分に検討して手続を行いますが、葬祭の執行者が不明の場合は、墓地、埋葬等に関する法律第9条の、死体の埋葬又は火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、死亡地の市町村長が、これを行わなければならないという条文に基づきまして市町村が行うこととなります。

奥本議長 坂本議員。

**坂本議員** ありがとうございます。それでは次に、葛城市では終活についての支援は行っておられますでしょうか。

**奥本議長** 中井保健福祉部長。

**中井保健福祉部長** 葛城市では、終活の相談があった場合には、まず、わたしノートというエンディングノートの作成を提案させていただきます。このわたしノートには、現在の自分の状態や死後どうしてほしいのか、また、財産の状況など記載できるようになっております。このノートを記載することによりまして、今後、自分が終活に向かってやるべきことの気づきの支援となっております。その気づきを地域包括支援センターに相談いただき、必要な情報提供や関係機関につなぐ役割をしております。また、死後に関することにつきましては、死後事務委任契約を専門家と契約する必要があるございますので、相談機関の情報提供を行っております。

お願いいたします。

**奥本議長** 坂本議員。

**坂本議員** ありがとうございます。経済的に困窮していようが、おられなかろうが、終活、人生会議を誰もが日常的に話し合える環境づくりは、高齢者、単身者ということにとらわれず、幅広い方々、お一人お一人が自分自身の生き方を改めて考えるきっかけとなり、笑顔の人生を送ることにつながると私は考えます。

令和6年6月議会の一般質問で谷原議員からも質問、ご意見がありましたけれども、そのような環境づくりを進めるために神奈川県横須賀市がやっている、わたしの終活登録という死後事務委任に相当する制度があります。また、神戸市や横須賀市でもやっている、ひとり暮らしで頼れる身寄りのない低所得の高齢者向けに、葬祭事業者との生前契約を支援するエンディングサポート事業がスタートしており、既に多くのメディアでも取り上げております。横須賀市のわたしの終活登録とは、元気な市民の人が自分で意思を伝えられなくなったら、その市民の方の緊急連絡先や終活ノート、遺言書の保管場所、葬儀の生前契約先、そして市民の方のお墓の所在地、以前なら、ご家族、ご親族が市に伝えてくださったのかもしれませんが。しかし、近くにご親族がいなければ、ご夫婦でも、1人が入院されてしまわれたらという心配もあります。わたしの終活登録というのは、大切な終活情報を市に登録いただいて、いざというとき、市民に代わって市が、病院、消防、福祉事務所、警察、市民が指定した方からのお問合せにお答えする、終活登録というのはそういう制度です。終活登録をしたいという市民の方なら誰でも登録できとなっております。所得や資産の制限もないと、登録は無料で項目も、いろいろありますけれども、項目も選べるというふうになっております。

さらに、神戸市や横須賀市がやっているエンディングサポートプラン事業といいますのは、葬儀、納骨、死亡届出人、リビングウィル、リビングウィルというのは、延命治療意思といまして、死の直前になって、その方の意思が伝えられる書式で置いておくというリビングウィルであります。それについて横須賀市の窓口で相談を受けていると。対象者の方には協力葬儀社等の情報も提供されます。また、必要な場合には専門家相談もご案内されます。生前契約と支援プランの策定、保管もやっておられます。ご自身で選んだ協力葬儀社とあらか

じめ生前契約をし、葬儀等にかかる費用も市にお預けします。リビングウィルは、病院からの問合せに備え、市と協力葬儀社の両方で保管されます。市は契約に従って支援プランを策定し、保管し、大・小の登録カードを発行されます。

先ほども言いましたが、リビングウィルの迅速な伝達、葬儀等の円滑な進行ということで、ご本人が万一の場合は、支援プランに従い、市と協力葬儀社などの関係機関が連絡を取り合ってリビングウィルを迅速に伝え、葬儀などを円滑に進めると、そういうエンディングサポート事業を横須賀市と神戸市がやっておられます。私は、このような支援事業は今後必要になってくると考えて、葛城市も同様の事業を推進していただきたいということを要望して、次の質問に移らせていただきます。

次に3番目、最後の質問であります。若手職員の離職についてお聞きをいたします。将来は公務員になることを目指し、相当な勉強をして、採用試験を受け、憧れていた公務員として採用された若い職員さんが、早期退職をしている事例が全国的に多くありまして、葛城市におきましても例外ではないと見受けられます。コロナの影響も含め、社会情勢や個々の働き方が大きく変化する中、職員が職場や仕事に対して求めているものも大きく変わっているのかもしれませんが、せっかく本市の正職員として採用したにもかかわらず、職員が若くして退職するということは、職員本人はもとより、採用に係るコストなどを鑑みても非常に大きな問題だと考えます。そこでまず、本市の若手、中堅職員が退職した過去10年間の人数と年齢の推移についてお聞きします。

**奥本議長** 高垣企画部長。

**高垣企画部長** 企画部、高垣です。よろしくお願いいたします。

20代の退職者数と30代の退職者数に分けて報告させていただきます。まず、20代の退職者数ですが、平成26年度が1名、平成27年度はなし、平成28年度は2名、平成29年度は1名、平成30年度は3名、令和元年度は4名、令和2年度は1名、令和3年度は5名、令和4年度は4名、令和5年度は6名となっております。

次に、30代退職者数につきましては、平成26年度が2名、平成27年度が1名、平成28年度はなし、平成29年度は2名、平成30年度は3名、令和元年度は1名、令和2年度は1名、令和3年度は4名、令和4年度は1名、令和5年度は1名となっております。

以上でございます。

**奥本議長** 坂本議員。

**坂本議員** ありがとうございます。やはり若年層の退職者数が多いことが分かりました。そこで若手職員の退職に至った要因をしっかりと分析していく必要があると考えますが、退職者に具体的な退職理由を伺うなど、要因を把握できているのかについてお聞きします。

**奥本議長** 高垣企画部長。

**高垣企画部長** 若手職員の退職理由についてでございますが、退職された全ての方ではございませんが、退職願を出された方のうち、人事課で面会ができた職員は、その理由をお聞きしております。退職の理由については、個別事象に関わりますので答弁は差し控えますが、様々なものがございます。人事課としては、今後の職員の採用や人事異動の際の参考としております。

以上です。

**奥本議長** 坂本議員。

**坂本議員** ありがとうございます。若手職員の意識の変化に対する市の見解について一定理解させていただきました。職員の退職については、毎年、一定の早期退職者が出ているとのことでしたが、もう少し過去をたどると、昔は今より少ない状況であったと思います。また、私が耳にしている退職理由は、異動先において自分自身が求められていないと感じたり、自分の得意分野や特性が生かされていないと感じたりすることがあり、現在の仕事に対するモチベーションが低下したというものでした。繰り返しになりますが、社会的に仕事に対する価値観が変化している中、本市の将来を担う若手職員の価値観も、また大きく変化しているのではないかと考えておまして、一般的には、自分の考えや行動を受け入れられたいといった思いや、指摘を受けた際に落ち込みやすい、また、辛抱できずに自分でスイッチを切ってしまうといった傾向が昔に比べて強いように思われます。今後は、そういった若者世代の価値観も踏まえていく必要があると思いますが、例えば人事異動についてどのような目的や考えを持って実施しているのか。また、職員の能力が十分に発揮できる組織風土になっているのか。さらに、人事異動でモチベーションが上がった職員の割合と下がったと思われる職員の割合についてお聞かせ願います。

**奥本議長** 高垣企画部長。

**高垣企画部長** 人事異動でモチベーションが上がった職員、下がった職員の割合については把握できておりません。人事異動につきましては、毎年、職員に向けた意向調査を実施しております。そこで提出された本人の意向も考慮した上で人事異動の検討を行っております。市が行っている事業や業務が遅滞なく進められるかなど、市役所全体の組織的なバランスも考慮し、人事異動を行っております。特に若手職員に対しては、若手のうちに様々な経験を積むことにより、職務に対しての自信や成長、また、今後の業務にも生きると考えております。

次に、職員の能力が十分に発揮できる組織風土についてでございますが、昨年度から若手職員に対して、副市長自らが講師となる副市長ミーティングを実施しております。また、今年度は、職員のモチベーションを目的とした職員研修の実施も予定しております。今後も職員のモチベーションの向上と維持に努め、能力が十分に発揮できる組織風土の醸成に努めてまいりたいと考えております。

**奥本議長** 坂本議員。

**坂本議員** ありがとうございます。人事異動の目的や市の考え方、職場風土とモチベーションについて、ある程度納得もいたしますが、部下を管理監督する管理職も、昔は若手の時代も経験しているはずであります。職場でのコミュニケーションや働きやすい組織環境をつくることは、若手職員を経験した管理職としてのスキルを十分に発揮していないのではと考えます。古い考えかもしれませんが、昔、過去には、飲みニケーションというコミュニケーションの場がありましたが、今は、一步間違えるとハラスメントになってしまうという、そういう時代であります。職場での仲間意識と共通意識を持つ仕組みが、パソコンによるメールでのやり取りが可能となり、直接的な会話によるコミュニケーション不足、リモートによる仕事、何かを

言えばハラスメントなどの部下指導ができない職場環境となっていると考えられます。人事的配慮をすれば、その職員は助かりますが、ほかの職員から批判され、人事当局も当事者も気がめいってしまいます。人事異動で仕事が変わっても、やりがいを感じられる仲間と共通認識が持てる、組織目標が理解できる、スムーズなコミュニケーション環境がある、上司が部下のことをよく見れている、体調面やメンタル面も含めてであります、というような環境をつくり出すことが、早期退職の防止にもつながるのではないかと考えております。最後に、職員を生き生きと育てるため、市長としてのお考えをお聞かせください。

**奥本議長** 阿古市長。

**阿古市長** 職員の早期退職は、新たな職員を確保するための採用コストやこれまで職員に行ってきた育成のためのコストなど、市の組織的な損失になると考えております。また、残る職員のモチベーション低下にもつながるおそれがあると考えております。先ほど部長が答弁いたしました、職員のモチベーション向上の維持に努めるとともに、人事評価制度の更なる活用を行い、人事育成や組織向上に努めてまいりたいと考えております。

全体としての考え方はそうでございます。ただ、分析をしておりますと、非常にここ数年、コロナのこともありました。保健師さんの採用を非常に増やしております。また保育士さん、これは子どもの分野の保育士不足を補うために非常に増やしておりますが、その人たちの中途採用を含めまして、採用した皆さん方の定着が非常によくないような気もしております。専門職の採用についての在り方については、今後とも検討を重ねる必要があるのかなと。ウェート的には非常に高いウェートを占めておりますので、更なる分析を含めまして、どういう採用の在り方が一番いいのかということも、重ねて並行して進めていきたいと感じておるところでございます。

以上でございます。

**奥本議長** 坂本議員。

**坂本議員** ありがとうございます。市長の考えをお聞きして、来年度からは、すばらしい職場環境の中で、職員がやりがいを持って元気に仕事されますことをご期待申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**奥本議長** 坂本剛司議員の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。なお、13時30分から会議を再開いたします。

休 憩 午前 11時34分

再 開 午後 1時30分

**奥本議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、12番、増田順弘議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

12番、増田順弘議員。

**増田議員** 皆さん、こんにちは。増田順弘でございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。今回の私の質問は、道路網の整備と交通安全対策についてでございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

なお、これよりは質問席にて進めさせていただきます。

奥本議長 増田議員。

増田議員 それでは、よろしくお願いを申し上げます。

私の道路に関する一般質問につきましては、今回で7回目となります。7回やっていたということは、なかなか進んでおらないということ、また、進めにくいということも言えるかもしれません。進むまで訴えてまいりますので、前向きな答弁、ご対応を切にお願いを申し上げます。

少し古い資料といいますか、記事でございますけれども、今年8月9日付の奈良新聞の企画面の記事をご紹介します。タイトルにつきましては、生活、経済を支える道路を整備、こういうタイトルで、奈良県内の主要な道路整備状況が紹介をされておりました。その中の1つは、国道169号線の高取バイパス、それから169号線の下北山ルート、それと京奈和道路の橿原ジャンクションなどが掲載をされております。私、これを見たときに、本市の周辺の整備がどんどん進められているなということで、本市に対する今後の交通状況について危機感を覚えてまいりました。

以前の私の一般質問でも申し上げておりましたように、また、理事者からのご答弁でもございましたように、周辺の整備が進むことで、ますます本市への通過車両の増加、それから、それに伴う生活道路への影響が危惧をされております。そこで本市として今後どうするべきか。道路整備に関する市の方向性につきまして、2017年策定の都市計画マスタープランに細かく記載をされておりましたので、紹介をいたします。ご存じのとおりでございますけれども、例えば、都市施設整備等の基本方針、この中で、まず考え方ということで述べられております。日常生活の利便性を高めるためには、生活道路などの通過車両を排除し、地域内の交通を円滑に広域幹線道路に流す道路のネットワーク形成を目指すと、こういうふうにされております。さらに、生活道路に関しましては、集落内などにおいて十分な道路体系の整っていないところを中心に順次整備を進めるとともに、狭隘な道路の解消に努めると、こういうふうに記載をされておるところでございます。これが本市の道路整備に関する方向性なんです。この方針どおりにこつこつと進められていただいたら、何ら問題はない。1つずつ、解決をしていただいたら問題ないというふうに私は思います。書いてあるだけで8年が過ぎておるとというのが私の印象でございます。成果として進捗状況が見えてこないというのが私の感想でございます。

10年目の見直しの時期、あと1年ですか、1年半、2年残すわけでございますけれども、次回のマスタープラン、見直しのマスタープランの節には、現実味のある、魂の籠もった計画にしていきたいということを切に願って、質問に入らせていただきます。

今回の質問に際し、本市の道路状況について地図を私なりに作成をしてまいりました。これ、どうやって見てもらうか。そうですね。そのぐらいで見ていただきましょうか。普通乗用車といいますか、普通自動車が対向できる道を実線で表してまいりました。当然、24号線、165号線、166号線、それから168号線、南阪奈道路、それから県道の30号線等は、センターラインがあって、普通自動車が問題なく対向できる。それ以外の市道につきましても、そう

いう5メートル以上の広い道が整備をされておるということでございます。これは、市道につきましても広い道が確保されておる。これは旧町時代から今日まで多くの費用、それから多くの地権者の協力の下に整備をされていた結果だというふうに思います。ここまではよしということでもあります。

ところが、この地図、何を表しているかという、多くの箇所、その5メートル幅員の道が途中で止まっておるということなんです。これ、画面ですんで、インターネット等で見られてる方は分かりにくいかと思いますけれども、ここ、山麓線、高田バイパスが通ってるんです。南阪奈道路、山麓線、ここは行けるんです。これ、ずーと、それ以外のところ、北向いて抜ける道を探すんですけど、ないんです。あるのは、疋田1号線というんですか、この道、オークワのほうに抜ける道ですけど、文化高校のところから。この道と山麓線と、この2本なんです。この間にないんです。普通乗用車が対向できる道が、市長、これ、頭の中に入ってると思うんですけど。少しの間なんですよね。あるんです、道はたくさん、農免道路とか、あるんですけど、ここまで来てるんです。あとこんだけなんです。そういうところが非常に多く見受けられます。そこから北へ行っても、この辺、長尾中心に、古い町並みの中では、ほぼほぼ、軽四が対向できる、できないレベル。それから疋田、この中も、ほぼほぼ、軽四が対向できる、できない。こういった状況なんです。

もう少し緩めた地図をもう一つ、作ってきました。黄色いところで、かろうじて軽四が通れるかなと、注意して、狭いところを通れるところを探して、先ほどのところに黄色いのを足した、これを利用して、多くの車が、多くの車というのは、私、市内の方々が利用する車のことを言っているのではありません。先ほど申し上げましたように、京奈和道路等々から、奈良県の中南和、それから和歌山、そちらからの車が、166号線、それから165号線、168号線を通して、香芝、それから太子町に抜ける、大阪に向かって走る車、もしくはその逆方向に走る車の、この通過車両の通る道のことを私は今申し上げているところでございます。そういう黄色いところ、百歩譲ってじゃないですけど、こういうところを若干通られておるといのが実態でございます。

近隣の方の日常の車の通っている状況の経験をされておらない方は、日常どのような車が往来しておるかというのは実感として湧かないんで、私が少々大きな声を出しても、なかなか伝わらないと思うんですけど、実態はこういうことであるということとは想像できるかというふうに思うわけでございます。このような状況であるにもかかわらず、従来から申し上げておりますように、県道での渋滞を避ける通過車両が、対向もできない生活道路を利用されておるということで、事故、それからトラブルが多発をしております。事故の件につきましては後ほどお聞きを申し上げますが、この途切れた道路整備になった原因について、まずお尋ねをいたします。

**奥本議長** 安川都市整備部長。

**安川都市整備部長** 都市整備の安川です。

市道につきましては、幅員が狭い道路が多く存在します。しかし、市道の多くは、自動車普及しない頃、以前からある、いわゆる里道から市道に認定した道路でございます。多く

はこのような道路でございまして、幅員の狭い道路を後から一律に拡幅することは、建物等の原因で困難であり、用地等の協力を得られたところから拡幅することとなりますので、一部、道路幅員が狭くなる箇所、待機所を設けた箇所がある道路となります。特に既存集落の周辺道路はそのような状況でございます。また、国庫補助事業等で建設している道路につきましては、用地取得ができないことが原因で道路幅員が狭くなる場合がございます。

以上です。

**奥本議長** 増田議員。

**増田議員** 理由といいますか、状況につきまして、そういうことであると。今、用地の協力が得られたところからと、こういうふうな表現あったんですけども、この言葉は、私、打合せの中で、これに対する再質問については予定をしておりますので、この場でご答弁は求めませんが、私、今、聞かせていただいて、協力が得られたら進め、計画を立てて、改善に向けてご検討いただけるというふうに解釈をさせていただいて結構ですか。

**奥本議長** 安川都市整備部長。

**安川都市整備部長** 協力を得られるというのは、いろんな場合があると思います。寄附なりなのか、買収による承諾なのかということにはなってくるかと思います。

**奥本議長** 増田議員。

**増田議員** 無理に答弁いただいてありがとうございます。まず、ここ、ポイントなんで、頭の中に入れておきます。今回、先ほど地図のところでお示しをしました。これは、私、こういう地図、あまり見たことないんです。市の資料の中でも。通れる、通れないという、その辺の実情について把握されておるのかどうか、お尋ねをまずします。

**奥本議長** 安川都市整備部長。

**安川都市整備部長** 市内の市道の状況につきましては、道路台帳を整備しておりますので、道路幅員等の把握はしております。市内約300キロメートルの市道のうち、幅員5.5メートル以上が約100キロメートル、幅員5.5メートル未満が約130キロメートル、幅員3.5メートル未満の道は約70キロメートルでございます。また、各大字から、道路の幅員や待機所の設置、安全対策等の要望書の提出をいただいておりますので、要望箇所周辺につきましての道路状況は把握しております。

**奥本議長** 増田議員。

**増田議員** 把握をしていただいておりますということなんです。道路台帳によって、私が先ほど示した、これ、恐らく、この地図というのは、5.5メートル未満というところに入ってくるのかなと、5.5メートル以上の道路という地図になってます。台帳によって把握をしていただいているんですけども、それを地図に落としたらこうなるということで、やっとなら私は現状把握できると思うので、台帳で、市道何々、何号線とか書いておって、それがどこに当たって、どこがその3.5メートルなんかどうなんかなというのは、私、見えないと思うんです。こういった地図、これ、道路台帳と併用して、こういう現場がどのような状況になっているか。それによってどこが通りにくいか、通過車両が流れにくいかということは、地図に落としてやっとなら把握のできることでないかなというふうに思うので、ぜひとも、道路台帳及びそれに付随する資料と



して、こういった地図に落とした状況把握をぜひともやっていただきたい。そうすれば、これはまずいよねと、これは通行困難ですよねというのが、状況としては非常に把握しやすいかなというふうに思うんで、ぜひとも、まず、道路整備前にそういう資料を作成していただくことをお願い申し上げておきます。

国、県におかれましても、幹線道路の役割、これが十分に果たせてないということだと思うんです。私、これ、市が幹線道路の不足分を市道で補っていること自体、いかなものか。本来、幹線道路の不備によって市の道路にそのしわ寄せが来てるのと違うかなと。これは黙ってたらあかなと。しっかりと県、国に、こういう状況やと、困ってるんだと、こういう窮状を伝える、これが重要でないかなというふうに思うわけでございますけども、市長もそういうことは再三、お願いをしていただいているというふうに聞いておりますが、こういうふうな、県、国に対して、状況のご説明をどのような状況で説明していただいているのか、お尋ねをいたします。

**奥本議長** 安川都市整備部長。

**安川都市整備部長** 要望についてですけど、国や県に対しては、幹線道路等の整備を活用しております社会資本整備総合交付金事業の国庫補助事業について、補助金の増額の要望を行っております。また、国道165号高田バイパス線4工区の早期完成の要望の中で、地域内の生活道路を通り抜ける交通が転換することで、歩行者等の安全性が向上する旨を併せて要望しております。

**奥本議長** 増田議員。

**増田議員** どこまでそれが伝わってるのか。165号線の工事の進捗状況を見ても、お願いはしていただいているとはいうものの、いまいち、反応があるように感じない。ほかの、あまり周辺市町村のお話をするのはいかなものかと思っておりますけど、と比べると、若干、道路整備の遅れが顕著に表れておるんじゃないかなと、景色が変わってないんじゃないかなと、こういうふうに感じるわけでございます。こういう生活道路の実情につきましては、先ほども申し上げましたように、日頃、地元の当事者、道路の周辺の住民の声をしっかりと聞かないと、届けないと、国や県の答えはなかなか返ってこないのかなということかなというふうに思います。あえて私、そういう近隣の住民として、経験上、声を上げるわけでございます。

過去に、地域の要望に対する、大字要望、理事者からの答弁、見させていただくと、道路整備を進めるためには多額の予算を必要とするということで、なかなか進めにくいと、こういうできない理由を記載されておったというふうに関係区長のほうからも聞いております。補助のめどが立たないと整備が進めにくいという説明かというふうに思います。当然、非常にハード事業の場合は、インフラ整備の場合は、大きな、億単位の予算、これが必要になってくるために、なかなか特別な補助、予算、交付金等がない以上、簡単に進めるわけにはいかないということはすごくよく分かります。そうであるならば、こういった実情をしっかりと精査していただく、実態を調査研究していただく。困ってるんだ、たくさん車止まるんだ、トラブルが起きるんだと言ったかて、言葉だけなんです。私は、やっぱりこういったことの調査、せめて、生活道路の実態調査も以前にもお願いしたわけでございますけれども、実態

調査でも、これは問題だと、先ほど表現しましたけども、黄色いラインの道路状況とかも含めて、実態を調査していただく。そのエビデンスを基に、国、県に対して直訴していただくということも、説得力のある要望になってくるのかなというふうに思うわけでございます。

それから、そういったことで、せめて普通乗用車がスムーズに対向できる、こういった道路整備を行って、先ほど申し上げました、マスタープランに書いておりますように、幹線道路にそういった車をスムーズにつなげる、こういった生活道路、市道の責任を果たしていただく必要があるのかなと思います。先ほどから申し上げておりますように、極端な、この黒い線、途切れてるというのは、私は、大したといいますか、そんなに大きな問題ではないと思うんです。せめて1メートルが足りないだけなんです。そんな道路がたくさんあるんですよ。これだけ道路が縦横無尽に走りながら、1メートル広げるだけ、先ほど部長おっしゃられましたように、建物の建っているところというのは、これはもう無理なところもあるかと思いますが、1メートル広げるだけ、もしくは、対向できる場所を確保するだけで車の流れというのはスムーズにいくと思うんです。それが無いというのが、私、問題であって、そういう、ここをこうすれば流れがスムーズにいくんじゃないかなというふうな調査研究を進める必要があるのかなと。

広い道をわざわざ新しくつけると、3億も4億もかけて新しく道路をつける必要はない。今の道路の活用によって、どこが弱いのか、どこをどれだけカバーすれば車が問題なくスムーズに動くことができるのかという研究を、私は、していただくべき方法かなと。金の要らない、金の要るところは要りますよ、新しくつけるということも要るかもわかりませんが、この道のほとんどが、もう少し、ここで待機できたら、今、待機できてる場所というのは、私有地、もしくは橋の上とか、交差点とか、そういったところで待機をされてるんです。私有地なんか、もうとんでもない状況で、たまたま使っていないからということで、当たり前らしく待機場所になってるとか、私有地と道路の間に引いてるグレーチングが、通過車両の対向をすることによって破損を受けたとか、それとか、軒先の瓦が当て逃げされたとか、そういったトラブル、これ、非常に近隣の方には迷惑をかけておるということでございます。

先ほど高田バイパスの4工区の完成によって、早く完成していただくと問題は若干進むかなというふうなことも、方法、手法、考え方としてはあるかもわかりません。ただ、これ、現状、今も、165号線ですか、高田バイパスの山麓線の突き当たりのところ、これ、非常に右折ラインの車と直進の南阪奈道路に行く車のレーンと、突き当たり手前50メートルほどは2車線になっておって、その手前、また更に50メートルほど、幅員を広くして2車線に改良していただいている。これによっても相当負担は軽くなるのかなというふうに、混雑も回避されるのかなとは思いますが、通過車両が、高田バイパス4工区できて、ここを通るのかどうかなんです。今、実態は、今言った山麓線に行くとあの信号が混んで、手前を右に曲がって信号のない集落内の、旧街道の3メートル50センチの、もう普通乗車が道いっぱいに走るとなるようなところを、どんどんどん、対向車のけて、のけて、通過している。何でやねんと。信号ないんですよ。楽なんですよ、あこを走ると。非常にスムーズに、自分の思うようにというか、いろいろと、対向もしにくいんですけども、そういうふうなことで

上に、信号で止まらなくていいとか、こっちのほうが早いとか、そういった形で幹線道路のショートカットといいますか、近道を市道活用によって行われておる。だから高田バイパスできて、この市道の混雑、利用、通過車両が減るかといったら、私はあんまり期待できないなと感じています。そうじゃなかったら、そうじゃないという調査結果、報告をいただけたら、住民の方も安心されるかなと。

それともう一つは、私も車にナビ積んでます。全然分からんところで、ナビによって誘導されて、とんでもないところへ行って、通ることもできないような道路に誘導されて、ひどい目に遭った経験もありますけども、今のナビ、ほとんどが、そういう市道に案内をするんです。設定によってかと思いますが、幹線道路、高速道路優先とか、早い道とかいう設定をすると、必ずそういう通ることもできそうにもない道を通る車両として案内している。これが実態じゃないかなと思うんです。非常に県外ナンバープレートも多く利用されておって、困られておるというのが現状かなと思います。

先ほども申し上げました、このような対策につきましては、バイパスをつける。これ、一番てべっちょですよ。一番金のかかる、なかなか補助もつきそうにない。もう一つハードルを下げると、拡幅、先ほど申し上げました、1メートルでいいんですよ。1メートル広げられる1つの計画です。1メートル広げるということと、私、市道の多くは、先ほども部長おっしゃられましたように、古い道なんです。古い道であるがために、擁壁が膨らんだりしてるんです。擁壁改修しましょうと。擁壁改修をしますが、1メートル下げて、何とかなりまへんかと、地元との交渉によって、擁壁の改修と同時に拡幅工事を、そういった、ちょっと広げると、ここさえ解決すれば、全体の流れがよくなるねというふうな重要なポイントについては、そういうふうな地元との交渉、地権者との交渉、こういった手法もこれから進めていただく必要があるのかなと。そのためには、先ほど申し上げました、重点改善道路とか、赤いラインでも引いて地図を作るとか、日頃からそういう調査研究をお願いを申し上げたいなと思います。

それから、もう一つは、先ほど言いました、退避場所ないんです。市が土地を購入して対向場所をつくったというのを私見たことない、ほとんどない。私の近くにちょっとだけありますけど。もう50年ぐらい前につくられた。川を蓋して、5メートル、そこですら非常に便利。それがなかったら、もうとんでもないことになる。そういった川を若干暗渠にして、そういう退避場所にしていただいているというところもありますけど、ほとんどそういう場所はないに近いということですんで、そういった対策もご検討いただきたいなというふうに思います。

何もできない、何もしない。それでは、困りますので、できるところから、軽微な対策でも結構ですので、講じていただきたいというふうに思います。こういった対策についての市のお考えをお聞かせください。

**奥本議長** 安川都市整備部長。

**安川都市整備部長** 生活道路の話が中心であったかと思いますが、それに係る話として、国庫補助で行っている道路、幹線道路についての市の対応について答弁させていただきたいと思います。

国庫補助事業につきましての市の対応としましては、引き続き国や県に対して、機を見て、陳情書や要望書を提出してまいりたいと思います。また、道路整備の予算確保に係る全国大会等に積極的に参加し、要望を行うとともに、奈良県選出国會議員や関係省庁に対し陳情活動を行っていきたいと考えております。

以上です。

**奥本議長** 増田議員。

**増田議員** 國會議員の先生に何を申すかということなんです。さっき私言いましたように、地域の困っている状況の表現の仕方が、私が先ほど言ったような窮状をどのように伝えるかということやと思うんです。それはあまり、私、そういったことを表現されているようには感じないんで、実情を、こんなこと、こんな状況なんですというところからのスタートやと私は思うんで、くれぐれもお願いを申し上げます。

道路改良につきましては、財政負担が非常に多くかかるということは承知をしております。それによって各事業が後回しになっている、要望に応えることができなくなっておるというのが現状。このように市の財政の健全化のために必要かつ重要なインフラ事業を停滞させておるというのは、これはもう後世にツケを回していることというふうに感じられても仕方がないことになります。これは道路に限ったことではなく、インフラ整備全体、水道、下水含め、非常に多額の費用がかかる事業については、避けて通ることができない整備事業でございますので、しっかりと予算組みも頭に入れていただきたいということで、市長の道路整備に関するお考えをお聞かせください。

**奥本議長** 阿古市長。

**阿古市長** 道路を整備することで地域の生産性を向上し、交通の利便性や快適性、防災力など生活の質の向上について、将来に向け、効果が得られます。道路整備は、こちらのほうは主には幹線道路の話になりますけども、莫大な費用がかかりますので、国庫補助金事業等を活用し進めることとなりますので、補助金獲得も含め、道路建設による効果を早期から得られるよう努めてまいりたいと考えております。また、道路整備に合わせて、交通規制等を一体として進めることが重要であるとも考えております。こちらのほうは幹線道路と生活道路に関しての話になります。過日11月26日に、近隣首長並びに県幹部と上京いたしまして、道路整備に係る国の予算確保に向けた全国大会に参加をしてまいりました。また、翌日には、奈良県選出の國會議員に直接当市の状況を報告し、陳情を行ってまいりました。これらの活動については、成果があったものと確信をしております。

それで今回、特に議員は生活道路のほうを非常に心配されております。まさにそのとおりやと思います。生活道路というのは旧村の道が多いんですけども、それを直接拡張するというのは現実的には無理かと考えております。例えば迂回路のない生活道路につきましては、議員ご指摘の、待機場所の考え方を私は入れるべきやと考えております。近年におきましては、旧當麻庁舎から當麻寺駅へ向かう道がございました。その道の場所で、ある一定の、50メートルほどの区間なんですけども、行き違いができないところがありまして、いざこざが起るような状況がありました。地権者の協力を得まして、一部分、それを待機場として拡

幅をいたしましたところ、非常にスムーズな状況を確認しております。ですので、地域、地域で生活道路として待機場をご協力いただけたところがありましたら、その情報はいただきたいと考えておるところでございます。これはあくまで迂回路のないところが主体となりますけれども、いろんな手法をもって、生活道路も含めて、道路整備は考えていく必要があるのかなと考えておるところでございます。

以上でございます。

**奥本議長** 増田議員。

**増田議員** そういった進めやすい方法も含めて、道路整備をしっかりと進めていただきたいと思います。

次に、交通安全対策につきましてお尋ねをいたします。先日11月16日、市内の交差点におきまして、自動車同士の事故がございました。この場所でございます。分かりにくいかわかりませんが、一応写真を撮ってまいりました。この場所につきましては、以前にも私、この場所の写真を持ち出したことがございます。何があったかという、自転車による死亡事故がございました。転落して亡くなられました。それと同じ場所で事故があったと。16日に、事もあろうに、午前と午後、2回、交通事故が起きました。たまたまであんのか、この場所が危ないから起きたのか。危ないから起きたんです。2回続けてあったということは、そういうことかと私は、これは何とかせなあかなというふうに感じてます。

これ、改めて見たときに、これはまずいよねと。恐らく、ここが交差点であるということを知らない方、これ、東から西向いての写真です。メインは北南の道路、弁之庄から八川に抜ける道の、大畑集落内の交差点の写真でございます。交差点であることに対する注意喚起不足ということが原因かなというふうに思います。若干あるんですよ。よう見たら、あるんですよ。ここは通学路にもなっております。合同点検において対策を検討していただくと聞いておりますので、その内容についてお尋ねをいたします。

**奥本議長** 勝眞教育部長。

**勝眞教育部長** 教育部の勝眞でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

通学路の点検状況につきましては、毎年、学校とPTA協力の下、調査された、危険と思われる箇所について学校教育課へ報告いただき、市長、教育長、市のPTA会長、高田警察署、奈良国道事務所、高田土木事務所、市の建設課、生活安全課などの関係者が参加する通学路合同安全会議により、対応する担当部署の確認や対策内容等について協議を行っています。その後の関係機関による点検で明らかになった対策必要箇所については、第2回目の通学路合同安全会議において、箇所ごとに、歩道整備やグリーンベルト設置等のハード対策や、交通規制等のソフト事業について、必要対策箇所に応じて具体的な実施内容を報告いただき、対策が円滑に進むよう関係者間で連携を図っております。

令和6年度の第1回通学路安全合同会議は7月4日に開催し、議員ご質問の該当箇所につきましては、今年度に通学路として認定されている箇所になりますが、磐城小学校より、交通量が非常に多い箇所であることから、安全対策として横断歩道等の対策を講じていただきたい。また、横断歩道が難しい場合は、車の速度規制を促すような路面標示や看板の設置に

についての要望が提出されました。この要望に対しまして、11月14日開催の第2回通学路安全合同会議において、高田警察署からは、横断歩道については、歩行者だまりがないことにより設置が困難であるとの回答がありましたが、市の建設課からは、全方向に交差点注意の路面標示を予定しているとの対策方針が示されております。

以上です。

**奥本議長** 増田議員。

**増田議員** この場所です。これ、先ほど言いましたように、南から北向いて、青く塗ってるのは私の看板で、消してます。この川に、この間というか、早い時期にここへ転落した事故、それから、先ほど申し上げました11月16日の事故は、何と、この川に車が2台、裏向けて、衝突した衝撃でここへはまって、今、これ、何かポールが立ってたものをなぎ倒して、この川に2台突っ込んだと。けがも少なかったと聞いているんですけども、非常にすごい事故でした。高田警察に私、お伺いをして、交差点の交通安全対策についてお尋ねしました。先ほど勝眞部長の説明のとおり、警察署のほうも把握をしておると。地図出してきはったら、ちゃんとマークして、ここですねということで、もう把握をしますよと。対策については、交差点、難しいと、横断歩道は、警察としてはできひんということでおっしゃられたのが、信号機、横断歩道、警察の判断でするものについては、非常にハードルが高いということです。比較的取り組みやすいというのは、道路管理者が行う路面標示、看板の設置。これは市やね。市道の場合は市で、勝手にと言ったら失礼ですけども、必要なところに判断で路面標示、看板の設置ができるという1つの定義をお聞かせ願ったので、それじゃあ、市がしっかりとこういうことをやらしてもらわなアカンのかということになったんで、先ほどご報告ございました、建設課によってこの場所の看板を設置をしていただくということであるのかなというふうに思うんですけども、ただ、これ、つけるということに対する1つのガイドラインといいますか、設置基準といいますか、そういったものというものはあるんですかね。

**奥本議長** 安川都市整備部長。

**安川都市整備部長** 都市整備部の安川です。よろしくお願いします。

設置基準については、特に設けてはございません。市道における路面標示につきましては、通学路点検、地元大字要望、過去からの交通事故の内容を勘案し、市道管理者として必要と判断した場合に設置しております。路面標示は、交差点の注意を喚起する交差点注意、学校付近の学童注意など、特に危険な交差点では注意を促すよう交差点全面を赤色で着色しております。また、通学路等においては減速対策としてイメージハンプやグリーンベルトの設置、また、警察において、停止線を敷設することができない交差点では、停止誘導線の設置を行っており、道路管理者として安全性の向上に努めているというところでございます。

**奥本議長** 増田議員。

**増田議員** これ、先ほど説明ありましたが、要望したらやりますよ、じゃなしに、危険と思われる場所に関しては、市がやっぱり注意喚起をする路面標示を進めていく必要があるのかなと。なぜかという、先ほど申し上げましたように、先ほどの事故の1つは、これ、住民の方、近隣の方、知らない方たくさんおられます。要するに、通過車両による、両者が、事故が多い、

ほとんどです。地元の方が危ないというのは、先ほど、通学路による問題というのは、当然、地元対策なんですけど、通過車両の場合が多いんで、地元が危険だという声によってつけるべきなんか。道路管理者が、ここは危険な場所だということによる注意喚起を促すのが必要なんか。どちらかというと、私は、設置基準、ガイドライン等があって、こういう場合は路面標示をすとかということを主体的にやっていただくべきかなと。

先ほどございました、部長がご説明いただいた、赤い交差点のところに、非常に分かりやすいんです。これ、さっきの事故現場です。薄くなって、十字はあるんですけども、ほぼほぼ、交差点がどこや分からんという状況から、これはすぐ分かる。ある交差点で私見たんですけども、この赤にきらきら光るものを入れてるところがある。それはまた分かりやすい。ラメというんですか。ラメ入りのペイントを交差点に塗ってる。それから、ソーラーによる電気によってちかちかする。こういったことも、問題となる箇所については、やっぱり市の判断によって進めていく必要があるのかなというふうに思います。

こういった注意喚起につきましては、あらゆる手段、もう一つ、これ、いいですね。前回は道路整備のところで、これは気持ちが柔らかくなって、ゆっくり走りたくなるような、これ、最近、市内でも3か所か4か所ぐらい見受けます。こういった運転者に対して安全対策を促すような表示もどんどん増やしていただく必要があるのかなと。効果を上げていただいているように聞いておりますので、よろしく願いを申し上げます。

先ほどの現場につきましては、あの通りずっと、地域内、交差点があるんです。100メートル置きに交差点になってる。ところが交差点やという表示が明確にされておる場所がないんです。非常に不足をしておる。交通量も多いにもかかわらず、そういう表示が少ないということでございますので、現場見ていただいて、この現場、通学路ということの対策以外に、道路交通上の安全対策ということも含めて進めていただきたいというふうに思います。ここで交通安全対策に対する市長のお考え、お聞きをいたします。

**奥本議長** 阿古市長。

**阿古市長** まず、交通安全対策においてですが、警察との連携が大前提となっております。さらには、国や県による交通政策の動向が大きく左右すると考えております。その上で、市が最大限に何ができるのかということでございます。私は、市の交通安全協議会の会長として毎月2回、青パトで市内を巡回し、通学時、児童・生徒の見守りや、交通安全への呼びかけを行ってところでございます。その中で、市内の危険箇所や交通安全上気になる点につきましては、担当部署に随時改善をするように指示を行っておりますが、それでも、残念なことに、事故はなくなるというのが現実でございます。できるのは、少しでも重大事故、すなわち命を落とすような事故を減らすよう、昨年度から、自転車用ヘルメットの購入助成を創設し、また、子どもたちが提案した飛び出し坊の設置及び幼稚園での交通安全教室や啓発ポスターも含めた交通安全教育など、地道な活動が必要不可欠であると考えておるところでございます。

議員お述べの、交通事故多発箇所が地域生活に近い場所であるという市民の方々の不安の声にも耳を傾け、まずはできることを最大限に取り組んでまいりたいと考えております。

**奥本議長** 増田議員。

**増田議員** 前向きなご答弁ありがとうございます。交通安全対策につきましては、先ほどのハード、道路整備と異なって、予算的にもそんなに多くかかる対策ではないかなというふうに思われます。一方、交通安全につきましては、これ、命に関わる問題でございますので、きめ細かい対策を講じていただき、交通安全な道路整備に向けてお取り組みいただくようお願いを申し上げ、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**奥本議長** 増田順弘議員の発言を終結いたします。

次に、1番、西川善浩議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

1番、西川善浩議員。

**西川議員** 皆さん、こんにちは。西川でございます。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問のほうを始めさせていただきたいと思えます。私からは、葛城インターチェンジ周辺エリアのまちづくりについて、それと（仮称）西の山の辺の道事業についてというところでございます。

これより先は質問席にて行わせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

**奥本議長** 西川議員。

**西川議員** 副市長、期待してますか、何か。いつも前説というか、小ばなしをさせていただいてるんですけど、私、それがプレッシャーになって、昨日も蕁麻疹出てまして、今日はずっと、真剣に質問をさせていただきたいと思えますので、どうぞよろしくお願いいたします。

葛城インターチェンジ周辺エリアのまちづくりについてということなんですけど、これについては、本当に、私が3年前に議員の職を預からせていただいてから、本当に幾度となく質問を、もうほんまに各部長さんもいろいろと質問を受け答えしていただいたと思えますけども、本当に自身の政治課題としてしっかりと捉えて、また、地域の皆さん、住民の皆さんの声を拾って、行政にまちづくりの課題として進めていただいております。また、旧の奈良県社会教育センターの跡地、この活用、これまでの維持管理についても、市を通して奈良県に、メンテのことであるとか、草木の剪定であるとかというところも、働きかけというのを行っていただいております。

このようなまちづくり、インターチェンジ周辺エリア、そして奈良県社会教育センターの跡地活用という、こういう本当に大型のまちづくりの事業については、本当にこの3年間ずっと議員をさせていただいておりますけど、なかなかやっぱり一朝一夕には進んではいけないということを本当に痛感をしているところでございます。この3年間という期間において、このエリアは、本当に議会とともに大体一定の方向性を見いだしてきたかなというところについては、評価をしていきたいなというところでございますし、一定の方向というのは滞在型観光です。お酒の誘惑ということと、また、ナイト観光、その辺も今、示していただいたところでもございますし、また、中南和観光の広域に広がる観光につながる拠点というところについても、このエリアを軸として、これまで交付金などを活用して、フットライトの設置であったり、宿泊需要、その調査であったり、また、多言語対応のデジタルサイネージ、その設置などを地ならしとしてやってきていただいているということについては、ありがたいなと思っております。



阿古市長は、先般の選挙において3期目の当選をされました。おめでとうございます。3年前、私の最初の一般質問において、そのときの答弁でおっしゃったのが、道の駅かつらぎから奈良県社会教育センターまでのエリアは、奈良県の西の玄関口として、本市にとりましても、奈良県にとっても、将来に向けてポテンシャルも高く、大切なエリアであると認識しておると答弁をされました。この3期目に当たっては、これをより濃く施策を打ち出し、展開をしていただきたいと強く望むところでございます。これを前置きにして質問に入りたいなというところでございます。

まず、今、話をさせていただいたんですけど、滞在型観光についてなんですけど、これについては、宿泊需要調査をはじめ、滞在型観光の検討を行ってきました。その後の進捗というのをお示ししていただけたらと思います。

**奥本議長** 高垣企画部長。

**高垣企画部長** 企画部、高垣です。よろしくお願いいたします。

一部、西川議員のおっしゃいました部分と重複する部分ございますが、現在の状況についてお答えさせていただきます。奈良県社会教育センター跡地については、奈良県と連携して、新たな宿泊事業者の誘致に向けて現在取り組んでおります。また、葛城インターチェンジ周辺エリアを軸とした観光産業創出事業として、デジタル田園都市国家構想交付金を活用し、令和5年度においては、滞在型観光の促進事業として、ソフト事業では相撲関連イベントの実施や宿泊需要調査などを実施し、ハード事業では、デジタルサイネージやフットライトの設置を行いました。また、広域観光の促進事業として、多言語対応サイトの構築をしております。令和6年度も継続して事業実施しており、相撲関連イベントの実施、しあわせの森公園展望広場の景観を活用したイベント、教室の実施をしております。特に昨年実施した宿泊需要調査における分析結果を踏まえ、葛城インターチェンジ周辺エリアの魅力ある新たなにぎわいの拠点づくりを目指し、葛城市のブランド向上とともに、観光産業の確立及び他産業への波及を図るため、葛城インターチェンジ周辺地区のまちづくりの基本構想のための検討支援業務を委託しているところです。

なお、社会教育センターの跡地利用プロジェクトチームに関しましては、これまでにエリアとしての活用について検討を行い、葛城を感じる滞在型観光の創出、中南和観光の西の玄関口として広域観光の促進をテーマに課題整理を行いました。それらを基に、宿泊事業者の誘致に向けて更に活動を行いたいと考えております。

**奥本議長** 西川議員。

**西川議員** 結構、芝桜まつりもそうですし、相撲のちゃんこコンテストとかもしていただきましたし、また、今も、展望広場の上でも、何というんですか、ああいう、天体観測というんですか、あれとか、ヨガの教室とか、その辺をいろいろやっていただいているというところもありますし、にぎわいの創出ということに関しましては、今、手をそこに入れていってくれてるのかなと思うんですけど、宿泊需要というところですね。これについては、宿泊事業者の誘致というところが、やっぱりそこが課題となってくると思うんです。だから、そこについては、本当に今、プロジェクトチーム、あんまり言いたないですけど、これ、ちゃんと動いてくだ

さいね。できたときは、僕、ほんまに喜んだんです。各課が、言うたら、横の、やっぱり課を飛び越えてプロジェクトチームをつくっていただいて、これは皆さん、優秀な方々が集まって1つの課題に向けてチームをつくって考えていってもらえるんやというふうに思って、すごく喜んだんです。今は何か尻すぼみになってる感が僕はするんですけど、これについては、ほんまにしっかりと宿泊事業者の誘致ということもありますし、それについては、本当に力を入れていただきたいと思いますと思うとこでございます。

フットライトも今回されました。今年度の予算でされまして、これについては、デジタル田園都市国家交付金、何か交付金の事業で補助金をもらいながらやったんですけど、このフットライトの整備とか、伴って芝桜まつりのイベントもしましたよね。そのにぎわいの、その地域を、エリアを創出することを図ってきたんですけど、その総括というのを聞いてないんですよね。どうやったかというのとか聞いてないんです。それと、ナイトタイム観光、これも打ち出されたんです。それについて、フットライトとか、あとKATSURAGIのイルミネーション、今、きれいですよね、あれ。それについて、市民の反応といいますか、その後の反応というのはどういうふうに聞いているかというのを教えていただきたいと思います。

**奥本議長** 高垣企画部長。

**高垣企画部長** 令和6年4月に実施いたしました芝桜まつりについては、当日、約1万人の方が来場されました。道の駅かつらぎの4月の来客数の比較では、前年同月比で15%の増加となっており、売上高についても前年同月比で10%の増加になっておると聞いております。また、5月以降の来客数、売上高についても、前年比よりも増加しておると聞いております。道の駅かつらぎとしては、次年度以降も市と共催でやっていきたいという声をいただいております。これらの状況を総括しますと、周辺エリアへのにぎわいの創出を図れたものと考えております。また、夜間においては、KATSURAGIのネーミングサインとつながるフットライトのラインは、葛城市のランドマークとして市民からも好評の声をいただいております。この結果に満足することなく、更なるにぎわいを創出できるように取り組んでまいりたいと考えております。

**奥本議長** 西川議員。

**西川議員** すごいですね。売上高10%も上がってるというところでも、これについては、もうほんまにあそこのエリアというのが浸透してきてるなど、にぎわいの創出として、してきてるのかなということも感じます。ほんで、KATSURAGIのネーミングサインとか、ナイト観光につながるそれなんですけど、今、評価、市民から好評の声を聞いたということなんですけど、確かに遠くから見てたら、僕も、皆さん、きれいやなと言うてくれはるんですけど、KATSURAGIの文字とかというのが、遠くからだとやっぱり分かりにくいというのも、そういう声も聞いたりもします。ほんで、僕、これ、前の予算でも話したんですけど、魅せるサインとか、見せて、観光客の人とかスポットにしていくやつを魅せるという仕掛けについては、もちろん市の職員の方々が考えていただくのも結構、もちろんそれはいいんです。そやけど、こういうアイデアとかというのは、やっぱり募ったりとかしたほうがいいと思う

んです。KATSURAGI だけじゃなくても、例えばどこかの大学生とコラボして、そういうのを考えていったりとか、そういうのって、今風というか、誘客するとか、例えば写真映えするとか、何というんですか、そういう、インスタ映えというんですか、そうするとか、そういうのというのは結構若い方々の意見というかアイデアというのも大切だと思いますし、そういうのもやっぱり取り入れていってもらえたらええかなと思います。でも結果は、きれいやなという声は多くいただいているのは確か、僕の周りでも、きれいやねというのは、そこに夜行くということまでは聞けてませんが、まだ何もないから、夜、その場所に行くということは聞いてないけど、遠くから見る分にはきれいやなという声を聞いております。

次の質問で、これから葛城インターチェンジエリアの基本構想というのをつくっていくんですけど、ほんで、今、今年度の予算で、その前段階ですかね、検討支援業務についてというところでやっていただいているんですけど、これはいつ議会に提示できるのかということと、また、議会としての意見というのを、さっき言うたようなアイデアとか、そういうことというのは反映できるというものなのでしょうか。

**奥本議長** 高垣企画部長。

**高垣企画部長** 今年度実施しております葛城インターチェンジ周辺地区のまちづくりの基本構想の検討支援業務の完了期日は3月21日であることから、今年度での議会へのご提示は難しいと考えております。次年度以降での報告を予定しております。

なお、この業務につきましては、まちづくりの基本構想の策定ではなく、その前段階としての葛城インターチェンジ周辺地区のにぎわいづくりのための支援業務であります。この業務の成果については、先ほど申しましたとおり、議会でも報告させていただきますので、その際にいろいろなご意見をいただきたいと考えております。

以上です。

**奥本議長** 西川議員。

**西川議員** できたら、3月の定例会中に見せていただきたいなというのがあります。これ、前段でも、一番最初に話しましたが、やっぱりこれ、阿古市長が3期目なんです。やっぱりスピード感を持ってやっていかなあかんのです。そやから、できれば、3月に見せていただけるんやったらまずそれを見せていただいて、それで次の基本構想というののもちゃんと期限を切って、まちづくりを進めていくというところを考えていただきたいなというところがございます。何回も言いますが、阿古市政3期目ですんで、これ、やっていきたいと思いますね。

それでは、例えばまちづくりをしていくには、もちろん集客の施設であるとか、観光の施設であるとかというのを建築していく、宿泊施設もそうですよね。建築をしていくということになってくるんですけども、これについては、葛城インターチェンジエリア、奈良県社会教育センターを含むエリアについて、宿泊施設とか観光施設などの建築をするということとは可能なんでしょうか。

**奥本議長** 安川都市整備部長。

**安川都市整備部長** 現時点での宿泊施設は市街化調整区域であるため、奈良県の立地基準の既存建築物の再活用と、観光ゾーン等に位置づけられた区域内の宿泊施設の2つで建築が可能でござ

います。ただし、どちらも建築の際には諸条件がありますので、観光施設などを含め、より条件を緩和した形で建築できるよう、市街化調整区域の地区計画の決定を行い、事業者を誘致することも検討する必要があると思います。また、現状の葛城インターチェンジ周辺エリアの葛城市都市計画マスタープランではファームリゾートエリアの位置づけとなっておりますので、整合性を図るには都市計画マスタープランの見直しを検討していく必要がございます。

**奥本議長** 西川議員。

**西川議員** そうなんです。ここはまた調整区域というところもございます。なかなか建築していく、そういう宿泊施設を造るというの、いろいろ制限もかかってくるというところでございますし、奈良県議会のほうでも、西川均県議会議員のほうから、社会教育センターの跡地活用というところで1回質問のほうをされてました。そのときに知事がお答えになったのが、やはり、そういう条件というのを葛城市からきっちりと整備していく必要がまずあるんじゃないですかということを聞いてます。そのとおりかなと僕も思っております。そこからやっぱり土壌をつくって、奈良県としっかりと、あそこは社会教育センター、奈良県の土地ですし、建物もまだ奈良県のものでございますので、そこから協力をしていただくというところも必要かなと思います。

先ほど増田議員のほうからもありましたけど、やっぱり都市マスですね。これについて、また2年後でしたか。来年見直しでしたか。ちょっと先ですかね。見直しがある際には、やはり都市マスというところも、今、変えていかな、先ほど増田議員は道の話でしたけど、ここはエリア、ゾーンをきっちりと整備、制定していかなあかんというふうに思っておるところでございます。いろいろ書いてあるんですけども、地区計画というのは、その中でやはり地区計画、これ、もう僕もずっと言うてきたんですけど、地区計画という手法、これは手法です、あくまでも。これが、今回、その立地をしていくのに一番有利といいますか、それが一番有利な手法かなと思っております。だから、地区計画を進めるに当たって、地区計画というのは、地区の課題とか特徴というのを踏まえて、もちろん住民との合意が形成されなあかんです、これ。住民の方々の意見も聞いてまちづくりを進めるという手法でございます。これには目標とか方針というのを絶対掲げなあかんです。これを示すということが必要なんです。これの葛城市としての見解というのを伺いたいと思います。

**奥本議長** 安川都市整備部長。

**安川都市整備部長** 目標や方針につきましては、公園等観光や宿泊施設誘致が中心としたものとなりますが、具体的には、基本構想の検討支援業務等の成果を見ながら設定について検討したいと考えております。

**奥本議長** 西川議員。

**西川議員** 先ほども、検討支援業務の中でも、こういう法的な整理というの也被るということを伺っておるので、その中できっちりと地区計画との連携もちゃんととって、していただきたいというところでございます。この地区計画、これ、やっぱりスピード感を持ってしていかなあかんというところなんですけども、地区計画として指定するまでどのようなプロセスというの

が必要なのかというところをお聞かせ願いたいと思います。

**奥本議長** 安川都市整備部長。

**安川都市整備部長** 地区計画の設定に必要なプロセスとなりますが、まず、地区のまちづくりの方針の策定、地区計画の目的と葛城市都市計画マスタープランとの整合、地域及び関係権利者との合意形成、地区計画の実現性の確保、これらの事項を検討し、解決した中で進めていくこととなります。

**奥本議長** 西川議員。

**西川議員** 結構やらなんなんことがいっぱいあるんですけど、都市計画マスタープラン、これについては、葛城市のほうできっちりと進めていけるというふうに僕は思ってるんですけども、一番時間がかかりそうなのは、地域及び関係権利者との合意形成ということと、また、地区計画の実現性の確保、これが難しいんです。難しいというのは、宿泊事業者、先ほど言うたように、誘致をする。そこを、これについては、さっき言うた、プロジェクトチームもそうですし、阿古市長の手腕にしっかりかかってくるとこやと思うんです。地区計画、実現性の確保、ここがやっぱり肝になってくると思います。この地区計画をつくっていくには。その辺を念頭に、やっぱり理事者の皆さんも頭に置いて、スピード感を持って、何回も言いますが、阿古市政3期目、これの中でやり切るところも示してほしいですし、その辺についてスピード感を持って対応していただきたいなというところでございます。

次の質問なんですけど、次は公園のほうなんですけど、しあわせの森公園には、駐車場の設置とか、建築物、トイレとかいうのは建築することは可能なんでしょうか。

**奥本議長** 安川都市整備部長。

**安川都市整備部長** 駐車場につきましては、公園の芝生広場の東側部分の約1,000平方メートルの広場につきましては、臨時的な駐車場として利用は可能でございます。また、トイレの設置につきましては、公園施設の便益施設である建築物となりますので、砂防指定地での規制の範囲で、都市公園法により、公園面積の2%までの建築は可能となっております。

**奥本議長** 西川議員。

**西川議員** それでは、続いてですけど、工作物、大型遊具とか、ジップラインとか、大型のアスレチックのような体験型のアトラクションを築造するということは可能なんでしょうか。

**奥本議長** 安川都市整備部長。

**安川都市整備部長** 都市公園法において、体験型アトラクションは遊戯施設に当たることから、設置は可能ですが、砂防指定地であることから、設置するアトラクションについて審査を受ける必要があり、具体的な仕様による判断となります。

**奥本議長** 西川議員。

**西川議員** どちらにしても、砂防地域というところの指定地域というところをクリア、イエローゾーンというところなんですかね、今、そのところをクリアをしていければ、便所についても、もちろんそういうアトラクションの工作物についても、設置をすることは可能やと。都市公園の中では2%に関してそういうのができていくと、造れていくということなんですけど、前にもどこかでお話しさせていただいたと思うんですけど、淡路島のニジゲンノモリという

ところがあるんです。そこについては、ほんまに大型のアスレチックであるとか、ジップラインであるとか、何やったら宿泊施設もそこにはあるんです。ほんでショップとかもあって、これ、調べていただいた、都市公園なんです、あこも。そやから条件としては一緒なんです。ただ、砂防地域にそこが当たってるかどうか知りませんが、ただ、条件としては一緒なんで、これは研究していかなあかんなと思っておるところでございます。そやから、あこの公園についても、何かしらのができていくんじゃないのかなと。もちろん調整区域なんです、そこも。ほんで都市公園内であると。そやから、条件としては、僕、一緒なんかなと思っておるんです。そやから、いろんなあんなことができるんです、ニジゲンノモリ。来客数なんかとてつもないですし、1個ずつのアトラクションにかかるお金というのも結構高いんです。それでも皆さん集まってくるというんです。そやから、この辺も参考にしながら考えていければなというところでございます。

次なんですけど、葛城市の観光のランドマークとなり得る道の駅かつらぎとしあわせの森公園の今後の展望、これについてどのように考えておられるか、市の見解をお聞かせ願います。

**奥本議長** 植田産業観光部長。

**植田産業観光部長** 産業観光部の植田でございます。よろしくお願いします。

年間の来客者数が100万人を超える道の駅かつらぎの来客者を分析しますと、発地の5割が県外となっており、買物を目的として直接帰宅する利用客の割合が6割に達している状況でございます。現在、道の駅かつらぎの多目的広場や隣接するしあわせの森公園と連携して活用し、けはやちゃんこ鍋コンテストや芝桜まつり、しあわせの森公園展望広場での体験教室等に取り組んでおり、道の駅の来客者をイベントに誘客し、また、イベント参加者が道の駅の利用客となるといった相乗効果や、滞在時間の長期化による消費額の増加に取り組んでおります。また、市外からの来客を市内、ひいては葛城周辺地域への観光誘客につなげるため、道の駅かつらぎ観光インフォメーションの機能強化を図る目的でデジタルサイネージを導入するなど環境整備を進めており、中南和地域の観光拠点化を目指しているところでございます。

今後といたしましては、道の駅かつらぎの来客者を、葛城市を中心とした観光に結びつけられるよう取組を継続的に進めるとともに、観光を活性化し、消費額の増加を底上げする大きな要因となる宿泊施設の検討も並行して取り組み、観光を目的として訪れた方が道の駅かつらぎで買物をして帰る、宿泊をされた方がしあわせの森公園のナイトタイム観光を楽しむなど、滞在型観光を促進していくための重要な拠点として位置づけてまいりたいと考えております。

**奥本議長** 西川議員。

**西川議員** 今、市の見解を聞かせていただきました。道の駅かつらぎに関しましては、年間100万人を超える来客数もあって、売上げにあっても、順調に伸ばしていただいておりますところも聞いております。先日も、道の駅かつらぎの皆さんと議員との意見交換会というのも開催をさせていただきました。そのときに聞いているのは、駐車場の課題も聞いておりますし、多

目的広場としあわせの森公園の更なる活用、そして、これも聞いたんですけど、災害時の避難施設としてこれからの展望ということも聞かせていただいたとでございます。

道の駅かつらぎについては、やはり更なる機能強化、そしてにぎわいの創出の原点としていく必要があると思っております。先ほど部長からの答弁にもあったんですけども、6割は買物を目的として来られると、帰っていかれると。道の駅かつらぎとすれば、それでいいんかもしれないんですけど、何というんですか、葛城市とすれば、それは、そこからの展開というのをしなければならぬとでございます。家で例えるんやったら、例えば玄関で立ち話して帰っていただくより、「ちょっと上がりよ」いうて家の中に上がってもろうて、「こんなつぼあんねん」とか「ちょっとご飯でも食べていきいや」と。ご飯も食べてもらって、お風呂入って、お酒も入ったし、寝て帰ったら。あしたはまた、こんな近所に面白いとこあんねんというような、こういうことやと思うんです。そやから、葛城市はそれをしっかりと施策としてつくっていかなあかんと思うんです。

ここで阿古市長に聞くんですけど、僕が今言ったようなこと、新たに阿古市政3期目に突入したんですけども、このエリア、そして社会教育センター、やり切る覚悟、また、その思いというのを聞かせていただきたいなと思います。

**奥本議長** 阿古市長。

**阿古市長** 突然ではございますが、返答させていただきたいと思います。

葛城市の今、インターチェンジのエリアというのは、もう幾度となく、どの方向でというお話はさせていただいておりますので、繰り返しになる部分が多いとは思いますが、まず、大きな捉え方としては、私が就任したのが平成28年の10月31日でございます。そして、葛城市の総合計画が出来上がったのが、実は平成29年の4月からの計画を前任者の段階でつくっておりましたので、ほとんど私の葛城市の都市計画及び総合計画につきましては、意思が入っていなかったのが実情でございます。ですので、10年計画でございますので、その策定に次年度からかかります。その部分につきましては、議員皆さん方からもいろいろご指摘をいただいていたんですけども、総合計画としての整合性が、まちづくりの整合性が非常にとれる段階になるのかなと感じておるところでございます。

過去の総合計画については、ある種、修正をかけながら、なかなか修正はかけられないんですけど、整合性に理由をつけながら進めてきたという実情がございましたので、非常に苦労したわけなんですけども、そういう意味においては、非常にすっきりとしたまちづくりの計画が出来上がると考えております。その部分につきまして、今おっしゃっていただいておりますエリアにつきましては、やはり観光を中心とした、奈良県の西の玄関口としての開発を重点的に考えたいと思っております。

それともう一つ、これは奈良県の西の玄関口の拠点という考え方と、葛城市の山麓エリアのまちづくりの中心エリアであるという考え方を持っております。両面から考えていく必要があるのかな。まさに議員がおっしゃっていただいた、葛城市にとってどうなんだというのは、奈良県にとっては当然そうなんですけども、葛城市にとっても、そのエリアに対する誘導に帰するエリアになりますので、その要素を最大限、ほり込んでいく必要があるの

かなという考え方を持っております。

以上でございます。

**奥本議長** 西川議員。

**西川議員** 総合計画のことも触れて今お話をいただきました。やり切るということで、覚悟ということで受け取らせていただいたというところで、阿古市長、よろしいですね。ありがとうございます。今、山麓エリアのまちづくりというところの拠点というのもお話をいただきまして、僕もまさにそのとおりやと思っております。これも次の質問にまたつながってはいくんですけども、次の質問、行きます。

（仮称）西の山の辺の道事業について質問のほうをさせていただきたいと思います。今年度の予算においても計上されました。本事業の協議会設立についての進捗というのをお聞かせ願えますでしょうか。

**奥本議長** 植田産業観光部長。

**植田産業観光部長** （仮称）西の山の辺の道事業につきましては、令和5年度に、私と副市長が香芝市、御所市、五條市を訪問いたしまして、各市の副市長や幹部級職員と面会し、事業の目的やこれまでの経緯について説明いたしました。令和6年度に入りまして、担当レベルで各市を訪問し、事業概要を説明した上で、令和6年11月11日に（仮称）西の山の辺の道担当者会議を開催し、各市の担当課長等に対して事業の方向性などについて説明をさせていただき、意見交換を行わせていただきました。

**奥本議長** 西川議員。

**西川議員** 何回か、令和6年11月にも意見交換をしていただいたというところでございます。ほか3市、香芝市、御所市、五條市、この3市においては、市長も交代をされてるんです。交代されて、本事業に対して他市というのはどのように考えておられるのかと。一度、阿古市長は、この質問をさせていただいたときに、以前には、4つの首長そろって県のほうにも赴いて説明をさせていただいたときには合意をとれてたかというところで話を伺っておるんですけど、首長が変われば、やはりその事業に対しての考え方も変わると思いますし、これについてどういうふうに、今、他市はどのように考えておるかというのをお聞かせ願えますでしょうか。

**奥本議長** 植田産業観光部長。

**植田産業観光部長** 担当者会議において、各市担当者に各市長へ本事業の趣旨を説明していただき、市長のお考えをお聞かせいただくように依頼させていただいておりますが、現在のところ、3市ともに前向きなご意見はいただいております。各市からは、類似した道の設定や、他の公益事業を行っていることもあり、効果が不明瞭、観光資源が乏しいなどのご意見や、地域住民は必ずしも観光客の増加を望んでいないとの声があるなど、各市それぞれの事情があるようでございます。

**奥本議長** 西川議員。

**西川議員** 前向きな意見というのが欲しいんですけど、今の答弁では、なかなか、今、足並みそろえてというところが厳しいのかなというふうに、今、答弁では聞かせていただいたところでございます。でも、僕は、道というところではないんですけど、観光をシェアするとかいうとこ



ろというのは、本当に必要になってくるんじゃないかなと思うとこなので、ぜひとも、これは前向きに進めていきたいなというところでございます。市長は以前に、この事業、(仮称)西の山の辺の道事業についてを、山麓地域のまちづくりに寄与するものやというふうに発言をされて、僕もそれについては本当に共感を覚えたところなんです。そやから、これは他市においても同様にメリットを生むものでなかったらあかんのやと思うんです。だから、他市にとっては同様のメリットを生むものであるのか、それとも、ないのか。その辺のビジョンというのも伺いたいなというところでございます。

**奥本議長** 植田産業観光部長。

**植田産業観光部長** これまで行ってきた様々な話合いの結果により、各市の山麓地域が抱えている課題はそれぞれ違うということは認識しておりますが、このエリアは今後、葛城山からどんづる峯までの風光明媚な山麓地域の自然環境を楽しむことができ、日本の原風景が残る、都市部の人にとっては非日常感が感じられるエリアでございます。各市が誇る日本文化をつなぎ合わせることや、食で結ぶガストロノミーツーリズムなどを掛け合わせることによって、たくさんの人に来てもらい、にぎわいをつくり出したいと考えております。

**奥本議長** 西川議員。

**西川議員** それぞれ各市によって、そういう観光の目玉にしようと思ってるもんも違うであろうと思いますし、山麓地域の課題というのも、それぞれのまちによって少しずつ、でも、耕作放棄地であるとか空き家であるとか、農業の担い手であるとかというの、そういう共通の恐らく課題というのはあると思います。それはあるんですけども、やはり観光としての特色というのはそれぞれ違って来るかなと思います。これを、今おっしゃったように、食でつなげてガストロノミーツーリズムとかというの、本当にいいんかなと思うんですけど、酒でつながるといってもやっぱりいいんかなと思うんです。これも僕、以前に話したかもしれませんが、昨日ですか、ユネスコか何かで無形文化財登録ですか、無形ですね。酒造りというのがユネスコのほうで何か認定をされたということも聞いてますし、奈良県は清酒の発祥の地というところもあるんで、これについても酒で結ぶとか、点と点をずっと結んで、僕の観光の考え方なんですけど、点と点を結んでいくと。それを線でつなげていくんです。線でつなげて、これをまた面で展開していく。何かそういうことができれば、これはほかの市も乗ってきてくれるんじゃないかなと思います。そやから、酒でつながるであるとか、またあと神社仏閣でつながるであるとか、いろいろ提案もされてると思うんですけど、これをしっかりとPRをして、山麓の広域の観光につなげていっていただきたいというところでございます。

次の質問なんですけど、ネーミングも含めて、西の山の辺の道に特化したものではなく、僕も今お話しさせてもらったんですけど、面で捉える観光というのを軸とした協議会という考えというのはございますでしょうか。

**奥本議長** 植田産業観光部長。

**植田産業観光部長** 令和6年11月11日の担当者会議で、この事業は道をつくるということにこだわらずに、山麓地域の活性化や観光促進というコンセプトを持って4市連携してやっていきたいと思いますという提案をしております。各市の山麓地域につきましては、それぞれ別の課題がある

ようでございますが、葛城市がリーダーシップをとり、今後も引き続き広域連携事業として協議を続けてまいりたいと考えております。

**奥本議長** 西川議員。

**西川議員** 道というところには、ネーミングも含めて、とらわれず、観光をシェアしながら進めていきたいということも聞かせてもらいました。これ、今、4市、香芝、葛城、御所、五條という形で今やろうとしてるんですけど、阿古市長、これ、結構ハードル高いと思うんです。4市でいきなりやるというのは。まず、お隣のまちの御所市と2市で協議会というのを立ち上げるということはできないのでしょうか。阿古市長の考えを聞かせていただきたいなと思います。

**奥本議長** 阿古市長。

**阿古市長** 大いにあり得ると思います。全体についての質問やと考えてよろしいですか。先ほど議員の質問の中でも答えましたように、実は、西の山の辺の道というのは、道を造る事業ではございません。葛城市の山麓エリアのまちづくりを考える中の1つの要素であります。ですので、山麓エリアが抱える問題といいますのは、例えば人口減でありますとか、例えば耕作放棄地でありますとか、非常に厳しい状況にあるという、その中でどのような整備の仕方をするのか。それを考えたときには、先ほど申し上げましたように、道の駅かつらぎ並びに「當麻の家」等を結ぶ道、さらに、それから笛吹神社に向かうエリアの道が必要であるであろうという考え方に沿った原点から始まっている話でございます。ですので、議員ご指摘になりましたように、数年前には、残念ながら、4市のうち、今現在、私だけがその地位にありますけども、その4市の市長が奈良県の観光局に伺い、こういう考え方を持っているんだというところでお話をさせていただいた。そのメンバーが私だけになってしまいましたので、またその意思統一を図る必要があるかと思っておりますけども、今現在、実は広域で観光ということになりますと、広域行政組合、以前ございましたけども、葛城市、御所市、高田市、香芝市、広陵町という中で、観光部門についてはいまだに連携を図った中で進めております。その中で、それとは別のものであるという認識であれば、御所と葛城市で大いに観光ということを考える必要があるという考え方を持っています。

あくまで、他のエリアにつきましては、その自治体の市町村の考え方がございますので、それに対するものをどうしようというお話はできますけども、それを押しつけることは絶対にできませんので、ですので、話し合う場としては、2市でやるということは大いにありますけども、まず、議員がおっしゃいましたように、道の駅かつらぎから、そこを中心としてスピード感を持ってやるということであれば、葛城市でまず道の整備をするという考え方は絶対に必要であります。まず葛城市ができませんと、よその市にやってくださいというお話はできませんので、ですから、両方を並行してやらないとスピード感のあるような整備の仕方はできないのかなという考え方を持っております。あくまで、道の整備といいますが、ほぼ歩く道はできておりますので、案内表示になるとは思いますが、そのような手法、いろんな手法を考えながら、葛城山麓エリアのまちづくりについては、1つの寄与するものであるという考え方を持っております。議員ご指摘の、2市で協議をするというこ

とは大いにあるということをご理解いただけたらと思います。

以上でございます。

**奥本議長** 西川議員。

**西川議員** 今、阿古市長の答弁なんですけど、ああ、それはいいですよと納得する部分と、やはり僕の考えとは違うところの部分というのがあるんです。僕は、観光というのを、もちろん、さっきおっしゃってた、4市1町の、それとは全く別物として考えなあかんと。山麓エリアとしての観光の協議会というところで、それを進んでいけばなと、独自の道を進んでいけばなというふうに思っておるというのがまず1つ、それは一緒です。それと、今おっしゃってた、2市からというのが、2市には結構共通点が多いんです。酒であったり、発酵食品であったり、体験するところであったりとか、あと寺社仏閣、そういうのも山麓のところにあるということもあるんです。

阿古市長がおっしゃってた、もちろん葛城インターチェンジを軸として山麓の道をつくって、山麓エリアのまちづくりに寄与していきたい。これも同じだと思います。ただ、道をつくるということに関しまして、葛城市だけでやったら、それはいいんじゃないですかと僕は思います。広域を巻き込んでも。そうなれば。そこに道をつなげていくということは、なかなか他市も難しいのかなということがございます。これは、そやから、葛城市の山麓エリアの道であると。それを他市に、ここの道にうちらがやったから、これ何回も言ってますけど、看板をつくるときも、ここの道は道やから、他市が来てくださいね。これはなかなか難しいと思います。それよりも面で捉えた観光をしっかりとやっていきたい。例えば僕は、バスを協議会で保有して、それを山麓線で走らすとか、こんなんでも別にかまへんと思うんです。いろいろ考えあると思うんです。いろんな考え、その中に歩く道もあれば、体験できるところも大いにシェアすることもできれば、あとパンフレットを道の駅につくって、御所と葛城市のそういう観光のマップというんですか、山麓エリアのマップをつくることもできるやろうし、そういうところで手を組んで、まずはやっていったらいいんじゃないかなと僕は思ってるんです。

そやから、違うところは、道をつくって、そこに香芝、御所さん、五條さん、乗ってきてくださいね、というのは、なかなか、僕にとっては賛成できないところはあるというのは理解していただきたいなというところでございます。でも、進む方向としては、僕は共感を覚えるところでございます。山麓エリアのまちづくりというところで、観光でそれをつないでいく。これについては大いに賛成をして、微力ではあるんですけど、例えば西からというんですしたら、御所とのそこのパイプ役というか、パイプ役でそんな大それたことは言えませんが、そこに立って一緒に進めていけばなというところの思いはありますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

いろいろお話をさせていただいたんですけども、阿古市政3期目というところで、スピード感を持って、次の事業、わくわくするような事業をどんどん展開をしていけたらなと思いますので、期待をして、私の一般質問、これで終了とさせていただきます。ありがとうございました。

**奥本議長** 西川善浩議員の発言を終結いたします。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**奥本議長** ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、9日午前10時から本会議を再開いたしますので、午前9時30分にご参集願います。

本日はこれにて延会いたします。

延 会 午後3時22分